

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の 令和元年度における業務の実績に関する評価

令和2年9月

文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構		
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）	
	中期目標期間	令和元年～令和5年度	

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		文部科学大臣		
	法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、淵上孝
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、坂本修一

3. 評価の実施に関する事項	
令和2年7月27日に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会議を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。	

4. その他評価に関する重要事項	
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成28年4月1日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。	

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況			
		元年度	2年度	3年度	4年度
		B			
評定に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められており、 <u>全体として、中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められる。</u> ○施設費貸付事業において、令和元年度の財政融資資金の融通条件が変更されたことに伴い、この変更により大学附属病院の設備整備計画に支障が生じることが無いよう、機構債券を例年より10億円増額発行することで資金調達を行い、希望する大学に対して償還に1年の据置期間を設けるなどの機構独自の支援を行った。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評定に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	法科大学院に係る認証評価において、本中期目標期間中に運営費交付金の負担割合を段階的に削減することに関して、当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を早期に設定し、削減に向けた具体策の検討を引き続き実施することが期待される。(P7 参照)
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。
その他特記事項	特になし

- ※ 評定区分は以下のとおりとする。
- S：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
 - A：中期目標管理法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
 - B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
 - C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
 - D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
大学等の評価	B					I－1	
大学等の教育研究活動等の 状況に関する評価							
大学、高等専門学校及び 法科大学院の教育研究活 動等の状況に関する評価	(B)						
大学等の個性の伸長及び 特色の明確化に一層資す るための評価	(B)						
国立大学法人及び大学共同 利用機関法人の教育研究の 状況についての評価	(B)						
国立大学法人等の施設整備支 援	B					I－2	
施設費貸付事業	(A)						
施設費交付事業	(B)						
国から承継した財産等の処 理	(B)						
学位授与	B					I－3	
単位積み上げ型による学士 の学位授与	(B)						
省庁大学校修了者に対する 学位授与	(B)						
学位授与事業の普及啓発	(B)						

中期目標（中期計画）		年度評価					項目別調 書No.	備考
		元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項								
質保証連携		B					I－4	
大学等連携・活動支援								
大学等との連携		(B)						
国立大学法人の運営基盤 の強化促進の支援		(B)						
大学ポートレート		(B)						
評価機関との連携		(B)						
国際連携・活動支援								
国際的な質保証活動への 参画		(B)						
資格の承認に関する調査 及び情報提供		(B)						
調査研究		B					I－5	
大学等の改革の支援に関す る調査研究		(B)						
学位の授与に必要な学習の 成果の評価に関する調査研 究		(B)						

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
経費等の合理化・効率化	B					Ⅱ－１	
調達等の合理化	B					Ⅱ－２	
給与水準の適正化	B					Ⅱ－３	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項	B					Ⅲ	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項							
内部統制	B					Ⅳ－１	
情報セキュリティ対策	B					Ⅳ－２	
人事に関する計画	B					Ⅳ－３	

- ※１ 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※２ 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※３ 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。
- ※４ 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。
- ※５ 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120％以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120％以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 100％以上 120％未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80％以上 100％未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 80％未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ．財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ．その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評定とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	1 大学等の評価 （1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価 （2）国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価		
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 1 号 学校教育法第 109 条、同法第 123 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 2 年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度					
（1）①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価														
認証評価機関連絡協議会等			各年度 3 回	3 回 （前中期目標期間最終年度）	3 回					予算額（千円）	566, 662			
機関別認証評価制度に関する連絡会			各年度 4 回	4 回 （前中期目標期間最終年度）	3 回					決算額（千円）	483, 251			
評価対象校向け説明会参加者数	大学		—	—	234					経常費用（千円）	499, 585			
	高等専門学校		—	—	123					経常利益（千円）	7, 993			
	法科大学院		—	—	---					行政コスト（千円）	545, 519			
評価委員向け研修参加者数	大学		—	—	53					従事人員数（人）	40.8 (2)			
	高等専門学校		—	—	27									
	法科大学院		—	—	8									
評価実施校数	大学	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	—	—	16									
		当機構で評価を実施した校数	—	—	16									
	高等専門学校	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	—	—	13									
		当機構で評価を実施した校数	—	—	13									
	法科大学院	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	—	—	1									
		当機構で評価を実施した校数	—	—	1									

検証アンケート回答率			85%	84. 5% (前中期目標期間最終年度値)	92. 4%				
検証アンケート・評価基準及び観点の構成や内容に関する満足度（５段階評価平均値）			4	4. 05 (前中期目標期間平均値)	4. 04				
(１) ②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価									
評価実施校数	大学	選択評価事項A 研究活動の状況	－	－	0				
		選択評価事項B 地域貢献活動の状況	－	－	0				
		選択評価事項C 教育の国際化の状況	－	－	1				
	高等専門学校	研究活動の状況	－	－	11				
		正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	－	－	0				
		地域貢献活動等の活動状況	－	－	11				
	その他の第三者評価		－	－	0				
検証アンケート回答率			85%	89. 1% (前中期目標期間平均値)	98. 08				
検証アンケート・選択評価に関する満足度（５段階評価平均値）			4	4. 17 (前中期目標期間平均値)	4. 10				
(２) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価									
法人向け	説明会	参加者数	－	－	313 名				
		参加機関 (参加割合)	90 法人	90 法人 (平成26年度実績)	90 法人 (100%)				
	研修会	参加者数	－	－	349 名				
		参加機関 (参加割合)	90 法人	－	90 法人 (100%)				
評価者向け研修		参加者数 (達成)			－				
		参加者数 (現況)			－				
		参加者数 (研究)			－				
パブリックコメント		意見数			－				
		対応割合			－				
実施対象機関数					－				
検証アンケート	法人	回答率			－				
		評価の適切性			－				
	評価者	回答率			－				
		評価の適切性			－				

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）
 なお、評価項目 I-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 補助評定の各項目に記載のとおり、B評定が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題・指摘事項＞ 法科大学院に係る認証評価において、本中期目標期間中に運営費交付金の負担割合を段階的に削減することに関して、当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を早期に設定し、削減に向けた具体策の検討を引き続き実施することが期待される。 ＜その他事項＞ (有識者からの意見) 2 巡目の大学機関別認証評価に関する検証で課題とされた評価における作業負担の軽減について、令和元年度の3 巡目から改善された措置（自己評価書や基本的データの様式の変更等）がもたらす成果を今後検証することが期待される。	
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1 大学等の評価 我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役割を担うことによ	I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価	I 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ① 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価	【評価指標】 1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断） 1－2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 1－1 大学等の教	【(1) ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価】 ＜主要な業務実績＞ 1. 評価の実施 大学及び高等専門学校からの求めに応じ、機関別認証評価を行った結果、大学機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」16校、「評価基準を満たしていない」0校、高等専門学校機関別認証評価においては、「評価基準を満たしている」13校、「評価基準を満たしていない」0校となった。 また、法科大学院を置く大学からの求めに応じ、法科大学院認証評価を行った	【(1) ①大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の調査を実施した。また、次年度に予定するすべての対象校について、説明会、申請受付を実施した。 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備するとともに、評価担当者向け	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ 法科大学院に係る認証評価において、本中期目標期間中に運営費交付金の負担割合を段階的に削減することに関して、当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を早期に設定し、削減に向けた具体策の検討を引き続き実施することが期待される。	

	り、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。 これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するとともに、取組の成果等を	毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 さらに、選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発し、説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を	ア 機構が定める評価基準に従って、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。その検証内容や認証評価機関として行う自己点検・評価の結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。 エ 選択評価の実施、調査研究、国内外の質保証機関との連携等の取組により得られた成果等を活用して先進的な評価手法を開発する。説明会や研修等を通じ評価機関や大学等に積極的に提供すること等によって、我が国の認証評価における先導的役割を果	育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。 １－２ 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。	結果、「評価基準適合」１校、「評価基準不適合」０校となった。 以上の評価の結果については、令和２年３月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 なお、法科大学院については、機構の評価を受けた法科大学院について、年次報告書等の調査も行った。 令和２年度に実施する評価について、大学等に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、大学（６校）、高等専門学校（１３校）及び法科大学院（１校）から申請を受け付けた。 ２．評価体制の整備等 以下のとおり、申請校数に応じた評価体制を整備した。 【大学】 大学機関別認証評価委員会（委員２０人）、評価部会（４部会、委員９人、専門委員４０人）、内部質保証専門部会（委員３人、専門委員７人）、運営小委員会（委員７人）、意見申立審査会（専門委員５人） 【高等専門学校】 高等専門学校機関別認証評価委員会（委員２０人）、評価部会（２部会、委員１４人、専門委員１３人）、財務専門部会（委員２人、専門委員２人）、運営小委員会（委員７人）、意見申立審査会（専門委員５人） 【法科大学院】 法科大学院認証評価委員会（委員２４人）、運営連絡会議（委員１１人、専門委員５人）、評価部会（１部会、委員１人、専門委員７人）、教員組織調査専門部会（委員３人、専門委員１１人）、意見申立審査専門部会（専門委員５人）、年次報告書等専門部会（委員２人、専門委員１０人） 評価担当者の研修を令和元年６月に実施し、参加者（大学５３人、高等専門学校２７人、法科大学院８人）に対して、研修終了	の研修においては、担当者からおおむね肯定的な評価が得られた。 評価の検証についても、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。 また、令和元年度からの３巡目の大学機関別認証評価において、内部質保証を重点評価項目と位置づけた評価基準の下で内部質保証専門部会を設置し評価するなど内部質保証を重視した評価を実施した。 ２巡目（平成２４年度～平成３０年度）の大学機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成については検討を行い、令和２年３月に報告書を取りまとめ、公表を行った。 さらに、認証評価の在り方の検討、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合の引き下げについても、当初の計画どおり取組を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 ＜課題と対応＞ 令和２年３月に機関別認証評価制度に関する連絡会を開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、出席者の感染予防の観点から中止となった。	＜その他事項＞ （有識者からの意見） ２ 巡目の大学機関別認証評価に関する検証で課題とされた評価における作業負担の軽減について、令和元年度の３巡目から改善された措置（自己評価書や基本的データの様式の変更等）がもたらす成果を今後検証することが期待される。
--	---	---	--	--	---	--	---

	評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。	果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。	オ 法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討する。	後に行ったアンケート調査においては、以下のように、おおむね肯定的な回答が得られた。 （各設問に対する４段階評定の平均値） ・理解度：3.6（大学）、3.57（高専） 3.75（法科大学院） ・分量：3.4（大学）、3.29（高専） 3.75（法科大学院） ・満足度：3.3（大学）、3.19（高専） 3.75（法科大学院） ３．認証評価の検証 平成30年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価及び法科大学院認証評価に関して、アンケート調査で寄せられた意見に基づき、説明会における理解向上や資料の工夫に努めた。（アンケート回答率92.4%） また、令和元年度に評価を実施した大学、高等専門学校、法科大学院の評価担当者に対しては令和元年12月に、対象校に対しては令和２年３月にアンケートをそれぞれ送付した。 なお、大学については、検証ワーキンググループにおいて３巡目のアンケートの見直しの検討を進め、評価担当者及び対象校それぞれに新様式によってアンケートを送付した。 ２巡目（平成24年度～平成30年度）の大学機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、令和２年３月に報告書を取りまとめ、公表した。 ４．内部質保証を重視した評価の実施 令和元年度からの３巡目の大学機関別認証評価において、内部質保証に関する基準を重点評価項目と位置づけ重点的に評価を行うと共に、内部質保証専門部会を設置し、各大学の内部質保証体制の状況等について専門的に評価できる体制とした。	
--	---	--	---	---	--

				5. 先導的役割 以下の取組により認証評価制度全体の先導的な役割を果たした。 認証評価機関連絡協議会において、認証評価機関連絡協議会（2回）及び同ワーキンググループ（1回）を開催するとともに、同協議会の下、令和元年4月に評価担当職員研修を実施した。さらに、大学ポートレートの認証評価への活用について検討を進め、各機関が共通で用いる共通基礎データ様式を作成した。 また、機関別認証評価制度に関する連絡会を3回開催した。 なお、認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、他機関に対して機構の専門的知見を提供したほか、学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について、文部科学省と意見交換を行った。 我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、IR（インスティテューショナル・リサーチ）をテーマとした人材育成セミナー「大学等の幹部教職員向けIRセミナー」（令和元年11月11日、参加者34人）、「大学等のIR実務担当向けワークショップ」（令和2年1月31日、参加者47人）を開催した。また、機構内職員向けに「令和元年度大学等の質保証に関する機構職員研修」を令和元年12月に開催した（参加者14人）。 ・海外機関との連携 平成28年より「キャンパス・アジア」の本格実施として、日中韓政府より継続8件、新規9件の日中韓大学コンソーシアムが採択。機構を含む3カ国の質保証機関は、新たなモニタリング手法により、名称を「キャンパス・アジア」モニタリン	
--	--	--	--	--	--

				グ⁺（プラス）と改称した上で、平成 30 年より令和元年度にかけて新規 9 件を対象にモニタリングを実施した。令和元年度は、コンソーシアムごとのモニタリング報告書を作成するとともに、モニタリング⁺の総括として優良事例をまとめた日中韓共同モニタリング報告書を作成し刊行した。また、機構ウェブサイトへの同報告書の掲載、各種ニュース媒体への同報告書刊行記事の掲載等、モニタリング⁺の成果発信を行った。 6. 法科大学院認証評価 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会における議論など、政府における法曹養成制度の動向把握に努めるとともに、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供、オンラインストレージを利用した各資料の事前送付等の取組により経費の削減と業務の効率化を図った。 また、令和 4 年度から開始する機構における 4 巡目の評価に向けて、運営費交付金負担割合の削減にも資するよう、評価基準や評価方法の見直し、評価実施体制のスリム化等について検討を行った。			
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 1 大学等の評価 我が国の大学等による教育研究活動等の質の維持向上に資するため、大学等の評価を行うとともに、認証評価における先導的役	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 （1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 （1）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ② 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価	【評価指標】 1－1 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価の実施状況（実施校数等を参考に判断） 1－2 認証評価の先導的役割の取組状況（説明会や研修等の開催実績や成果等を参考に判断） 【目標水準の考え方】	【（1）②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価】 ＜主要な業務実績＞ 1. 評価の実施 評価全体の改善に資するための先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機構が独自に行う機関別選択評価を実施した。 機関別選択評価では、大学からの求めに応じ、教育の国際化の状況（1 校）の評価を行った。 また、高等専門学校については、研究活動の状況（11校）、地域貢献活動等の状況（11校）の評価を行った。	【（1）②大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 年度当初に予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施するとともに、次年度に予定するすべての対象校について、申請受付及び研修を実施した。 大学機関別選択評価は、認証評価とは別に機構が独自に実施する第三者評価であり、年度により評価実施校数にばらつきが生じる。なお、高等専門学校も同様であるが、慣例的に認証評価とあわせて評	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	割を担うことにより、我が国の大学等における内部質保証の確立を多角的に支援する。また、様々な大学評価の実施主体として文部科学省と連携しながら、効果的・効率的な評価システムを開発・実施する。 （１）大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価を実施し、我が国の大学等の教育研究活動等の質を保証し、その改善に資する。 また、現行の評価制度の枠組みによらない取組として、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施し、評価の選択肢の拡充等に資する。 これらにより、調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた成果等も活用し、先進的な評価手法を開発するととも	毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ、より実質的な評価を行うための方法を検討するなど、評価システムの改善につなげる。	ア 研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、評価担当者の研修を実施する。 ウ 機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。	１－１ 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価を適切に実施し、結果を提供・公表したか、評価申請校数、評価実施校数、評価体制、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。 １－２ 文部科学省と連携し、内部質保証を重視した効果的・効率的な評価システムを開発したか、また、取組の成果等を提供し、我が国の認証評価における先導的役割を果たしたか、評価システムの開発に向けた取組の状況、取組の成果を提供するための説明会や研修等の開催実績や成果物等を参考に判断する。	以上の評価の結果については、令和２年３月に、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。 また、令和２年度に実施する評価について、大学及び高等専門学校に向けて、評価説明会と自己評価担当者の研修を実施し、高等専門学校（12校）から申請を受け付けた。 ２．評価体制の整備等 教育の国際化の状況について、大学からの申請に応じた評価を行う体制として、大学機関別認証評価委員会の下に選択評価事項専門部会（委員２人、専門委員２人）を設置した。 評価担当者の研修を令和元年６月に実施した。 ３．選択評価の検証 平成30年度に実施した大学機関別選択評価に関して、アンケート調査の結果に基づき、評価の有効性、適切性を検証し、説明会における理解向上等に努めた。（アンケート回答率98.08%）なおアンケートで「選択的事項を設けたことは適切であったか」を問う質問（５段階評定）に対する回答は平均4.10であった。 なおアンケートの結果等を踏まえ、選択評価の実施については研究開発部において検討を行い、一部の選択評価については認証評価に含めることが可能であるとの結論を得て、直近開催の大学機関別認証評価委員会において審議する準備を行った。 また、２巡目（平成24年度～平成30年度）の大学機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、令和２年３月に報告書を取りまとめ、公表した。	価を受ける対象校が多いため、認証評価の対象校数に比例する傾向がある。 評価の検証についても、評価対象校及び評価担当者から寄せられた意見に基づいて、説明会における理解向上など、評価の改善につなげた。 また、２巡目（平成24年度～平成30年度）の大学機関別認証評価（選択的評価事項に係る評価を含む）の検証報告書の作成について検討を行い、令和２年３月に報告書を取りまとめ、公表を行った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	---	---	---	---	---	--

	に、取組の成果等を評価機関や大学等に提供すること等により、我が国の認証評価における先導的役割を果たす。 なお、法科大学院に係る認証評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえつつ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。						
	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 大学等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における業務の実績のうち、教育研究の	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況について、平成32年度に4年目終了時評価を、平成34年度に中期目標期	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 大学等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価 ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価について、4年目終了時評価の実施に向けて、評価実施体制やシス	【評価指標】 1－3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施状況（実施機関数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 1－3 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施し、結果を文部科学省国立大学法人評価委員会に提供するとともに公表したか、評価実施に向けた準備状	【(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価】 ＜主要な業務実績＞ 1.「現況調査表ガイドライン」等の公表、法人向け説明会及び研修会の開催 「現況調査表ガイドライン」及び「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A」等について、11の学系別検討チームを開催するなど、具体的な記載内容等について検討を行い、国立大学教育研究評価委員会ワーキンググループを経て、国立大学教育研究評価委員会において決定し、7月に公表した。 各法人の事務担当者に対して「実績報告書作成要領」、「評価作業マニュアル」、「現況調査表ガイドライン」、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A」などについて、東京及び大阪にて「国立大学法人等評価実務担当者説明会」を実施した。	【(2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価】 ＜評価と根拠＞ 評価：B 年度計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜課題と対応＞ 令和2年3月に評価者研修を集合形式で開催する予定としていたが、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、出席者の感染予防の観点から動画配信による形式で実施することとした。	補助評価：B ＜補助評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	状況についての評価を実施する。 評価に当たっては、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努める。	間終了時評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、評価担当者の研修を実施する。評価の実施に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の作業負担の軽減に努める。 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証し、第4期の評価に向けた評価方法等の改善につなげる。	テム関連等の整備を行う。また、法人及び評価者に対して説明会等を実施する。 イ 第3期中期目標期間終了時評価に備えて、制度設計等の検討を行う。	況、評価実施体制、評価実施機関数、評価実施後の検証のためのアンケートの回答状況等を参考に判断する。 また、10月から11月にかけて全90法人349人の事務担当者に対して、具体的な実績報告書の作成方法等の共有を図るため、8ブロックに分けて「評価実務担当者研修会」を開催した。 なお、上記説明会及び研修会での質疑を踏まえ、日常的に寄せられる法人からの問合せを追加した上で、「第3期中期目標期間の教育研究の状況についての評価に関するQ&A」を10月、令和2年1月及び3月に改訂し、公表した。 2. 評価実施体制の整備 国立大学教育研究評価委員会委員については、新規委員3名追加を含め、合計15名の委員に7月1日付で委嘱した。 また、国立大学教育研究評価委員会専門委員については、国立大学教育研究評価委員会専門委員選考委員会を3回開催し、達成状況判定会議164名、現況分析部会239名、研究業績水準判定組織615名について選考を行い、令和2年3月までに委嘱手続きを行った。 なお、評価者に対して、共通理解の下で公正、適切かつ円滑に職務を遂行できるよう令和2年3月に評価者研修を実施する予定としていたが、新型コロナウイルスの影響を考慮し、集合での開催に代えて、全て動画配信で実施することとした。 3. システムの整備 研究業績水準判定に関するシステムとして、研究業績水準判定支援システム及び引用情報等提供システムを開発した。 両システムとも、法人が利用する機能を事前に利用可能な状況とし、1月に各法人に対して利用を開始した。また、達成状況評価及び現況分析に関するシステムとして書面調査システムの開発を進め、法人向けに係る機能まで開発を完了した。		
--	---	--	--	---	--	--

					4. 中期目標期間終了時評価の準備 中期目標期間終了時評価に向けて、4年目終了時評価の検証について、具体的なアンケート調査項目及び検証方法の検討を行った。また、検証方法等の方針及びスケジュールをとりまとめ、検討を開始した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
予算・決算の乖離については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、評価者説明会の開催方法を変更したこと等により費用が減少したことによるものである。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－2	2 国立大学法人等の施設整備支援 (1) 施設費貸付事業 (2) 施設費交付事業 (3) 国から承継した財産等の処理			
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 2 号	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 2 年度行政事業レビュー番号 0146	

2. 主要な経年データ																	
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）										
指標等		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度					
（１）施設費貸付事業																	
施設費貸付事業の実施状況	計画値	－	－	－	－	－	予算額（千円）	130,053,321									
	実績値	70 件	件	件	件	件	決算額（千円）	120,783,847									
	達成度	－	－	－	－	－	経常費用（千円）	7,914,571									
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	経常利益（千円）	△943,247									
	実績値	6 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	行政コスト（千円）	7,928,843									
	達成度	120%	%	%	%	%	従事人員数（人）	7.7(2)									
投資家の訪問件数	計画値	5 箇所															
	実績値	31 箇所															
	達成度	620%															
（２）施設費交付事業																	
施設費交付事業の実施状況	計画値	－	－	－	－	－											
	実績値	91 件	件	件	件	件											
	達成度	－	－	－	－	－											
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所											
	実績値	13 箇所	箇所	箇所	箇所	箇所											
	達成度	260%	%	%	%	%											
（３）国から承継した財産																	
東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率	計画値	－	－	－	－	－											
	実績値	91.42%	%	%	%	%											
	達成度	－	－	－	－	－											
承継債務償還率	計画値	100%															
	実績値	100%															
	達成度	－															

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	評定	B
							<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 施設費貸与事業については、補助評定のとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められる。 その他事業においても、概ね着実に業務が実施されたと認められた。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> (有識者からの意見) 令和元年度においては、①貸付期間の多様化や、②1年間の据え置き期間を認めることにより、国立大学法人による機構からの資金借り入れの利便性を大幅に向上させた点で、A評価は相当であると考え。 なお、大学への貸付けで不具合が生じた場合の対策等については、予めご検討いただきたい。	
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 2 国立大学法人等の施設整備支援 我が国の高等教育及び学術研究において中心的役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 (1) 施設費貸付事業 ① 施設費の貸付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 (1) 施設費貸付事業 ① 施設費の貸付 ア 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国	【評価指標】 2－1 施設費貸付の実施状況（貸付の審査状況等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 2－1 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の貸付けを適切に行ったか、貸付の審査状況、現地調査実	【(1) 施設費貸付事業】 <主要な業務実績> 1. 施設費の貸付の実績 文部科学大臣の定め（平成31年4月1日付け）に基づき、国立大学法人に対し、附属病院の施設整備等に必要な資金として令和2年3月末までに31大学、70件、44,827百万円の貸付けを行った。（令和元年度計画：31大学、72件、55,549百万円） 特に令和元年度の財政融資資金の融通条件が変更されたことに伴い、貸付メニューを増やし国立大学法人の財務状況を踏まえた多様なニーズに対応する新たな仕組みを作るとともに、この変更により	【(1) 施設費貸付事業】 <評定と根拠> 評定：A 施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。 特に令和元年度の財政融資資金の融通条件が変更されたことに伴い、貸付メニューを増やし国立大学法人の財務状況を踏まえた多様なニーズに対応する新たな	補助評定：A <補助評定に至った理由> 以下に示すとおり、中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。 主な評価指標の達成状況に関しては、貸付先訪問調査（現地調査）については6箇所（平成26～30年度の各年度平均実績：6箇所）、債権回収率100%（平成26～30年度の実績：毎年100%）、財政融資資金等への債務償還率100%（実績：毎年100%）、個別投資家の訪問件数31箇所（平成26～30年度の各年度平均実績：16箇所）と、前中期計画期間中の平均と同等もしくは上回っている。 また、令和元年度の財政融資資金の融通条件が	

	備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 ② 資金の調達 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 民間資金の調達	大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 貸付けに当たっては、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ② 資金の調達 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ウ 民間資金の調	施件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：6 箇所）、債権回収率（平成 26～30 年度の実績：毎年 100%）、財政融資資金及び債券に係る債務償還率（実績：毎年 100%）、機構の事業と債券発行の意義を理解してもらうための投資家の訪問件数（平成 26～30 年度の各年度平均実績：16 箇所）等を参考に判断する。	大学附属病院の設備整備計画に支障が生じないよう、機構債券を例年より 10 億円増額発行して資金調達を行い、希望する大学に対して償還に 1 年の据置期間を設ける機構独自の支援を行った。 貸付けの審査にあたっては、「施設費貸付事業貸付審査会」を14回開催し、事業目的・内容、償還能力、担保力及び教育・研究・診療等の公的使命を果しているか等を総合的に審査した。 また、償還確実性の確保については、詳細に財務状況が確認できるよう貸付けの規則等を改定し、令和元年度からより精度の高い審査が実施できる体制を構築した。 2. 施設費貸付事業の財源 施設費貸付事業の財源として、令和元年度 3 月末までに、財政融資資金から 40,856 百万円の長期借入れを行った。（令和元年度計画：51,444 百万円（平成 30 年度からの繰越額 4,844 百万円を含む。）） 第 4 回独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（5 年債・60 億円）を令和 2 年 2 月に発行した。 このうち、財政融資資金の融通条件の変更に対応するため、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券を例年より 10 億円増額して発行し、1 年の据置期間を設けるために必要な資金を調達した。発行に向けては、9 月に主幹事証券会社及び受託会社、10 月に格付機関の選定を行い、I R（インベスター・リレーションズ）資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、11 月から 1 月にかけて個別投資家訪問を計画の 5 箇所に対して 31 箇所行うなど、I R 活動を積極的に実施した。 また、投資家向けの債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。	仕組みを作るとともに、この変更により大学附属病院の設備整備計画に支障が生じないよう、機構債券を例年より 10 億円増額発行して資金調達を行い、希望する大学に対して償還に 1 年の据置期間を設ける機構独自の支援を行った。 貸付けの審査にあたっては、「施設費貸付事業貸付審査会」を開催し、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査した。また、規則を改定し、より精度の高い審査が実施できるようになった。 施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。特に債券発行による資金調達については、信用格付を前年度より 1 機関増の 2 機関から取得したことに加えて、ソーシャル・ファイナンスに関する評価では最上位の評価である 「Social11」を取得し、機構の事業及び債券における社会的意義や管理・運営・透明性について高く評価された。また、I R（インベスター・リレーションズ）活動については、個別投資家訪問を計画の 5 箇所に対して 31 箇所行うなど積極的に実施した。これらの取組により投資家の需要を集め、例年より 10 億円増額した 60 億円を調達することができた。 今回の取組は、多様な財源による安定的な国立大学法人の附属病院整備の支援の可能性を広げるものとなった。 国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はともに 100%である。また、計画を上回る 6 箇所の貸付先訪問調査（現地調査）を実施し、	変更されたことに伴い、大学附属病院の設備整備計画に支障が生じることが無いよう、貸付メニューを増やしたり、機構債券を例年より 10 億円増額発行することで資金調達を行い希望する大学に対して償還に 1 年の据置期間を設けたりするなど機構独自の支援を行い、国立大学法人の財務状況を踏まえた多様なニーズに対応することに寄与している。 さらに、貸付の審査の際に、各国立大学法人の財務状況が詳細に確認できるよう貸付の規則等を改定し、令和元年度からより精度の高い審査が実施できる体制を構築するなど、償還確実性を高める取組を推進している。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> （有識者からの意見） 令和元年度においては、①貸付期間の多様化や、②1 年間の据え置き期間を認めることにより、国立大学法人による機構からの資金借り入れの利便性を大幅に向上させた点で、A 評価は相当であると考える。 なお、大学への貸付けで不具合が生じた場合の対策等については、予めご検討いただきたい。
--	---	---	---	--	---	--

		にあたり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ③ 債務の償還 貸付事業に係る債権を確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、そのために貸付先訪問調査を実施する。 ④ 調査及び分析 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。	達にあたり、I R（インベスター・リレーションズ）活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ③ 債務の償還 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。 ④ 調査及び分析 機構が蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学附属病院の財務状況や経営状況に係る調査、分析を行う。	債券発行のための信用格付については、前年度に引き続き、格付投資情報センター（R&I）からA A（信用力は極めて高く、優れた要素がある）を取得したことに加えて、日本格付研究所（J C R）からA A A（債務履行の確実性が最も高い）を取得した。 初の試みとしてソーシャル・ファイナンスに関する評価を日本格付研究所（J C R）から受審し、最上位の「Social 1」を取得し、機構の業務及び債券について高く評価されるとともに SDGs 達成に貢献するものと評価された。 3. 債務の償還の実績 令和元年度分の国立大学法人からの貸付金債権の回収及び財政融資資金等への長期借入金債務の償還を確実に行った。貸付金債券の回収については、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認も行った。令和元年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金等への債務償還率はこれまでどおり 100%である。（令和元年度償還実績：348 億円） また、貸付先訪問調査（現地調査）については、令和元年12月に計画を上回る6箇所の施設費貸付事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行った。 4. 調査及び分析の実績 附属病院を有する42大学に対して令和元年5月から7月にかけてヒアリングを行い、「施設費貸付規則」を改定し「完済までの収支計画」の様式等を見直した。 その結果、より高い精度で国立大学附属病院の財務状況や経営状況を把握することが可能となり、より正確な分析に基づく貸付審査を行うことが可能となった。	事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行った。 附属病院を設置する全ての国立大学に対して個別ヒアリングを行い、貸付けの規則を改定し、より正確な分析に基づく貸付審査を行うことが可能となり、償還確実性の確保に繋がっている。 以上のことから年度計画における所期の目標を上回る成果が得られたと判断し、Aとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	--	--	--	---	--

	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 2 国立大学法人等の施設整備支援 我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 (2) 施設費交付事業 ① 施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 交付対象事業の適正な実施の確保 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、交付先訪問調査を実施する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 (2) 施設費交付事業 ① 施設費の交付 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 交付対象事業の適正な実施の確保 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を	【評価指標】 2－2 施設費交付の実施状況（実施件数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 2－2 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、資金の交付を適切に行ったか、交付件数、交付の審査状況、現地調査実施件数（平成26～30年度の各年度平均実績:13箇所）等を参考に判断する。	【(2) 施設費交付事業】 ＜主要な業務実績＞ 1. 施設費の交付 「令和元年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業について」（平成31年4月1日付け）及び「令和元年度において独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う施設費交付事業（第二次）について」（令和2年1月9日付け）による文部科学大臣の定めに基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、令和2年3月末までに、90法人、91件、3,796百万円の交付を行った。（令和元年度計画：90法人、91件、3,796百万円） 2. 交付対象事業の適切な実施の確保 「大学改革支援・学位授与機構法（平成15年7月16日法律第114号）」及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認し、令和元年度分までの交付決定を行った。 平成30年度事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容、及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められる事業について交付金の額の確定を行った。 文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」（令和元年5月、9月及び令和2年1月）において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限について説明を行った。	【(2) 施設費交付事業】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人等と連携し、情報共有を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。 各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、13箇所を対象に、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。 国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）について、交付先訪問調査（現地調査）の際に土地処分の可能性について直接確認を行うとともに、交付事業の趣旨の説明と併せて国立大学法人等に資産活用を促した。 また、不要財産処分の促進等に関する調査として、今後財産処分対象となり得る資産の実態調査を実施し、調査結果について文部科学省に情報提供を行っている。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —
--	--	---	---	---	---	--	--

	③ 交付事業財源の確保に関する調査等 中長期的視点からの財源確保に関して、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。	③ 交付事業財源の確保に関する調査等 中長期的視点からの財源確保に関し、文部科学省、国立大学法人等と連携を図りながら、不要財産処分の促進等に関する必要な調査等を行う。		交付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実施等を総合的に勘案し、13箇所を対象に、令和元年11月から令和2年1月にかけて実施することを決定し、1月末までに13箇所全ての事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行った。調査にあたっては、施設費交付事業の財源が国立大学法人等の土地処分収入によるところから、当該法人における土地処分等の計画についても聴取し、状況把握に努めた。 3. 交付事業財源の確保に関する調査等 国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）について、交付先訪問調査（現地調査）の際に現地の視察及びヒアリング等を行い、国立大学法人に資産活用を促した。 また、文部科学省と打ち合わせを行い、財産処分対象となり得る資産の実態調査を令和2年2月に実施し、状況把握に努めるとともに、調査結果について、文部科学省に情報提供を行った。		
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 国立大学法人等の施設整備支援 我が国の高等教育及び学術研究において中心的な役割を果たしている国立大学法人等の教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の施設整備等に関する計	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 （3）国から承継した財産等の処理 ① 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国立大学法人等の施設整備支援 （3）国から承継した財産等の処理 ① 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から債		【（3）国から承継した財産等の処理】 ＜主要な業務実績＞ 1. 承継債務の償還等の確実な実施 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、令和元年度分（合計285億円）の国立大学法人からの債権の回収及び財政融資資金への債務の償還を確実に行った。 令和元年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はこれまでどおり100%である。 2. 旧特定学校財産の管理処分 東京大学生産技術研究所跡地について、平成19年度から独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で分割して売却を行っているところであり、令和	【（3）国から承継した財産等の処理】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 令和元年度の国立大学法人からの債権回収及び財政融資資金への債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。 東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。 また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付等を行うとともに、国から承継した財産等の処理を着実に実施することにより、施設整備等の多様な財源による安定的な実施と教育研究環境の整備充実を支援する。	金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを行う。 ② 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産について適切に管理処分を行う。	権及びその利息を確実に回収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。 ② 旧特定学校財産の管理処分 ア 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し、国立新美術館用地として、同法人に措置される予算の範囲内で分割して売却する。未売却の土地については、国立新美術館用地として貸付を継続する。 イ 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。		元年５月には、土地全体面積（29,974.81㎡）のうち1.89%（565.72㎡）を1,381百万円で売却した。 これにより、土地全体面積の91.42%（27,403.98㎡）の売却が完了し、未売却の土地は8.58%（2,570.83㎡）となった。 未売却の土地については、同法人と使用契約を締結し、土地面積に応じた使用料81,615,824円を６月に徴収した。売却完了時期については、予算額や土地価額の変動に左右されるが、国の予算措置状況により令和６年度に完了する見込みである。 また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」として位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところであり、令和２年３月末現在において、令和２年７月に事業完了予定と把握している。	以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	
--	--	--	---	--	--	--	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3	3 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 (3) 学位授与事業の普及啓発		
業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第4号 学校教育法第104条第7項第4号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号0146

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
（1）単位積み上げ型による学士の学位授与														
4 月 期	申請者数	—	—	315 人					予算額（千円）	254, 542				
	学位取得者数	—	—	273 人					決算額（千円）	269, 760				
	電子申請利用率 ※（ ）は特例申請を除いた値	—	—	99. 0% (99. 0%)					経常費用（千円）	270, 603				
10 月 期	申請者数	—	—	2, 318 人					経常利益（千円）	2, 764				
	学位取得者数	—	—	2, 232 人					行政コスト（千円）	315, 671				
	電子申請利用率 ※（ ）は特例申請を除いた値	—	—	99. 9% (99. 8%)					従事人員数（人）	18. 3(5)				
認定審査件数	短期大学	—	—	1 専攻										
	高等専門学校	—	—	—										
認定専攻科数 ※当該年度4月1日時点	短期大学	—	—	70 専攻										
	高等専門学校	—	—	115 専攻										
教育の実施状況等の審査件数	短期大学	—	—	13 専攻										
	高等専門学校	—	—	17 専攻										
認定の再審査件数	短期大学	—	—	—										
	高等専門学校	—	—	—										
特例適用認定審査件数	短期大学	—	—	2 専攻										
	高等専門学校	—	—	—										
（2）省庁大学校修了者に対する学位授与														
認定の審査件数		—	—	—										
認定課程数 ※当該年度4月1日時点	学士相当	—	—	8 課程										
	修士相当	—	—	5 課程										
	博士相当	—	—	4 課程										

教育の実施状況等の審査件数		—	—	2 課程						
学士	申請者数	—	—	1,065 人						
	学位取得者数	—	—	1,064 人						
修士	申請者数	—	—	92 人 ※3 月修了者除く						
	学位取得者数	—	—	91 人 ※前年度保留者 1 名含む						
博士	申請者数	—	—	24 人 ※3 月修了者除く						
	学位取得者数	—	—	23 人						
(3) 学位授与事業の普及啓発										
「新しい学士への途」		—	—	3,837 部						
「学位授与申請書類」		—	—	3,103 部						
「学士をめざそう！」		—	—	15,187 部						
「機構が授与する学士の学位」		—	—	9,071 部						

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)
なお、評価項目 I-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	補助評価参照	補助評価参照	補助評価参照	補助評価参照	補助評価参照	補助評価参照	評価	B
							<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 補助評価の各項目に記載のとおり、B評価が妥当であると確認できた。	
							<今後の課題・指摘事項> —	
							<その他事項> (有識者からの意見) 学位授与事業の更なる普及啓発のため、情報発信上の新たな工夫が期待される。	
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 3 学位授与 高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資する	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 学士の学位授与 短期大学や高等専門学校を卒業、あるいは専門学校を修了するなどし、さらに大学等において高等教育レベルの学修を行った申請者に対し、修得単	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 (1) 単位積み上げ型による学士の学位授与 ① 学士の学位授与 単位積み上げ型による学士の学位授与については、4月期と10月期の年2回の申請を受け付け、学位審査会による審査を行い、各専攻分野の学士の	【評価指標】 3－1 単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況 (学位取得者数等を参考に判断) 【目標水準の考え方】 3－1 単位積み上げ型による学士の学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、電子申請利用率、認定審査件数等を参考に判断する。	【(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与】 <主要な業務実績> ①学士の学位授与 短期大学・高等専門学校卒業生、専門学校修了者等に対する学位授与について、4月期は301人、10月期は622人から申請を受け付けた。申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、4月期は260人、10月期は550人に学位を授与した。 申請者の利便性向上のため、これまで電子申請を推進しており、令和元年度より、申請は原則電子申請のみとした。また、学修成果・試験で不可となった不合格者に対しては、個別の不可判定の理由を具体的に通知した。 専攻科の修了見込み者からの、特例適	【(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与】 <評価と根拠> 評価：B 単位積み上げ型による学士の学位授与について、年度計画のとおり確実に学位授与を行った。 令和元年度より原則すべて電子申請で受け付けることとした。なお、特例による学位授与申請については、これまでもすべて電子申請で受け付けている。 また、不合格者に対する個別理由の通知を行った。 申出のあった短期大学の専攻科について、年度計画のとおり、審査を実施し認定を行った。また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を行い、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。	補助評価：B <補助評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> —	

	ため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。	位の審査、学修成果についての審査及び試験等を行い、学士の学位を授与する。 なお、インターネットを利用した電子申請の推進など、申請者の利便性向上に引き続き取り組む。	水準を有しているかどうかを総合的に判定し、申請者に対して6月以内に判定結果を通知し、合格者に対し学位を授与する。 また、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を引き続き推進するとともに、必要に応じて、専攻の区分や修得単位の審査の基準等について見直しを行う。 専攻科の修了見込み者からの、特例適用による学位授与申請を4月期と10月期の年2回受け付け、学位審査会による審査を行い、6月以内に、合格者に対し学位を授与する。		用による学位授与について、4月期は14人、10月期は1,696人から電子申請システムにより申請を受け付けた。申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合格判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、4月期は13人、10月期は1,682人に学位を授与した。 ②専攻科の認定 申出に基づき、短期大学1校1専攻の認定の審査を行い。「可」と判定し、結果を通知した。 また、短期大学3校6専攻の教育の実施状況等の審査を行い、すべて「適」と判定し、結果を通知した。 申出に基づき、短期大学2校2専攻の特例の適用認定の審査を行い、1校1専攻を「可」、もう一方の1校1専攻を「否」と判定し、結果を通知した。 さらに、特例適用専攻科の教育の実施状況等に関する審査については、短期大学7校7専攻、高等専門学校8校17専攻の審査を行い、14校23専攻を「適」、短期大学1校1専攻を「否」と判定し、結果を通知した。	特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた短期大学の専攻科からの申出を受け付け、年度計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、特例適用専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特筆すべき課題は検出していない。	
		② 専攻科の認定 学位の取得に必要な単位を修得する機会の拡大を図るため、短期大学及び高等専門学校からの申出に基づき、当該短期大学等に置かれた専攻科の教育課程等について審査を行い、大学教育に相当する水	② 専攻科の認定 学校教育法第104条に規定する文部科学大臣の定める学習として、短期大学及び高等専門学校の専攻科のうち本機構が定める要件を満たすものの認定に当たっては、短期大学及び高等専門学校に設置す				

		準の教育を行っている専攻科を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した専攻科に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	る専攻科からの認定申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学教育に相当する水準を有しているかについて学位審査会において審査を行い、可とされた専攻科について認定する。 また、認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに当該専攻科の教育水準が大学教育に相当する水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校専攻科の修了見込み者に対する特例の適用を希望する専攻科からの申出を受け付け、学位審査会による審査を行い、適用の可否を決定する。 また、特例の適用認定を受けている専攻科に対しては、一定期間ごとに認定専攻科における教育の水準の維持に加え、特例の適用			
--	--	---	--	--	--	--

			を受けるための水準が維持されているか、学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。				
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 3 学位授与 高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。 （２）省庁大学校修了者に対する学位授与 各省庁の教育施設に置かれる課程	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 （２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学士、修士又は博士の学位授与 機構が認定した省庁大学校の課程を修了した申請者に対し、単位修得と課程修了を審査するとともに、修士及び博士については申請論文の審査及び試験を行った上で、学士、修士又は博士の学位を授与する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 （２）省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 学士、修士又は博士の学位授与 認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、学士は、単位修得状況及び課程修了証明書に基づき学位審査会による審査を行い、申請後１月以内に、学士としての水準を有していると認められる者に学位を授与する。 修士及び博士は、単位修得状況や論文及び口頭試問の結果に基づき、学位審査会による審査を行い、原則として申請後６月以内に、	【評価指標】 ３－２ 省庁大学校修了者に対する学位授与の実施状況（学位取得者数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 ３－２ 省庁大学校修了者に対する学位授与を着実に実施したか、申請者数、学位取得者数、認定審査件数等を参考に判断する。	【（２）省庁大学校修了者に対する学位授与】 ＜主要な業務実績＞ ①学士、修士又は博士の学位授与 学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、申請者 1,065 人のうち 1,064 人を合格と判定し、学位を授与した。なお、申請者のうち 1 人については申請取り下げを行った。 修士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者 92 人のうち 90 人を合格、2 人を保留と判定し、合格者に学位を授与した。なお、保留となった 2 人については、論文の修正を期限を設けて求め、今後、再提出があった場合に審査を行うこととした。 また、留学生等配慮が必要な令和 2 年 3 月修了者 54 人の申請を受け付け 3 月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。今後、証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなった。 博士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者 24 人のうち 23 人を合格、1 人を保留と判定し、合格者に学位を授与した。なお、保留となった 1 人については、	【（２）省庁大学校修了者に対する学位授与】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 認定された省庁大学校の課程修了者に係る学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。 なお、口頭試問の実施について、開催日程を調整し、集中開催とすることや、遠隔会議システムの利用を推進することにより、事業の合理化・効率化に努めた。 認定を受けている課程に対し、年度計画のとおり、教育の実施状況等の審査を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特筆すべき課題は検出していない。	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	で、大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと機構が認めるものを修了した者に対して、審査により、学士、修士又は博士の学位を授与する。	② 課程の認定 省庁大学校からの申出に基づき、当該大学校に置かれた課程の教育課程等について審査を行い、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程に相当する教育を行っている課程を認定する。 機構が授与する学位の水準を確保するため、認定した課程に対し、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。	修士又は博士としての水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。 ② 課程の認定 学校教育法第104条に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、教育課程、教員組織、施設設備等が大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているかについて学位審査会による審査を行い、可とされた課程について認定する。 また、認定された課程については、一定期間ごとに当該課程の教育水準が大学又は大学院と同等の水準を維持しているか学位審査会において適否の審査を行い、必要に応じ審査結果に基づく所要の改善等を求める。	論文の修正を期限を設けて求め、今後、再提出があった場合に審査を行うこととした。 また、留学生等配慮が必要な令和2年3月修了者3人の申請を受け付け3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。今後、証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行うこととなった。 ②課程の認定 認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、水産大学校本科及び同校水産学研究科の計2課程を対象に審査を行い、いずれも「適」と判定し、結果を通知した。		
--	---	--	--	--	--	--

	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 3 学位授与 高等教育段階の多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図るため、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、生涯学習社会の実現やリカレント教育の推進に資するため、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。 （3）学位授与事業の普及啓発 機構による学位の授与に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知を図るとともに、学位授与の申請等に関する適切な情報を提供する。	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 （3）学位授与事業の普及啓発 学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。 また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 学位授与 （3）学位授与事業の普及啓発 学位授与の申請者等に適切な情報を提供するため、学位授与に関する申請書類等の内容の充実に努める。 また、生涯学習に関係する機関等とも連携し、パンフレットの配布や説明会の開催等を積極的に行うとともに、アクセス情報の分析に基づき、社会における学位授与の制度等に対する理解の増進と高等教育学習者等への更なる周知に努める。	【評価指標】 3－3 アクセス情報の分析に基づく学位授与事業の普及啓発に向けた取組状況（申請者数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 3－3 アクセス情報の分析に基づいてパンフレット配布や説明会を開催しているか、申請者数等を参考に判断する。	【（3）学位授与事業の普及啓発】 ＜主要な業務実績＞ 学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう！』について、短期大学、高等専門学校、専門学校（専修学校専門課程）、各都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等へ送付した。加えて、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、大学のほかハローワークや商工会議所などの産業界やこれまで申請実績のあった各国在日大使館へも送付した。 リーフレットの送付状に、機構職員による出前説明会の実施について案内し、これへの派遣依頼を受け、8月22日に放送大学北海道学習センター開催の看護師向け説明会において、機構の学位授与説明会及び個別相談を実施した。 また、放送大学との連携事業として機構の学位授与制度に関する説明会を、研究開発部との協働により、令和2年3月14日に放送大学文京学習センターで開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を懸念し、放送大学と緊密に連絡調整をした上で中止とした。申込者へは中止について遺漏なく通知した。 令和2年度に特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査を受審予定の対象校を中心に、短期大学1校、高等専門学校5校へ9月に訪問し、審査についての説明や意見交換を行った。 平成30年度の学位取得者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者3人を選考の上、第2回学位取得者表彰式を令和元年9月13日に実施し、ウェ	【（3）学位授与事業の普及啓発】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 学位授与制度を紹介するリーフレット（『学士をめざそう！』）及び機構が授与する学位を説明したリーフレット（『機構が授与する学士の学位』）について、年度計画のとおり、関係各所に配布し、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進を図った。 また、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手続に係る説明会等を複数開催した。 「学位取得者表彰制度」については、平成30年度の学位取得者のうち、3人を選考の上、第2回学位取得者表彰式を実施し、ウェブサイトや文教ニュース・文教速報に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。 アクセス情報の分析に資するため、4月期の学位取得者に対して、学位授与に関するアンケートを実施し、管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して回収結果の集計・整理を行った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした放送大学との連携による学位授与制度の説明会（令和2年3月14日開催予定）については、感染症の事態収束後に改めて開催に向けて調整することとしている。また、説明会の関係資料等については、ウェブサイトにて公開している。	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 学位授与事業の更なる普及啓発のため、情報発信上の新たな工夫が期待される。
--	---	--	---	---	--	---	--

					ブサイトや文教ニュース・文教速報に記事を掲載するなど、学位授与事業の啓発に係る情報発信に努めた。 令和２年度に認定専攻科及び特例適用専攻科の教育の実施状況等の審査の対象となっている短期大学・高等専門学校の専攻科の事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を令和２年２月２６日に開催した。 アクセス情報の分析に資するため、４月期の学位取得者に対して、学位授与に関するアンケートを実施し、管理部学位審査課と研究開発部が連携・協働して回収結果の集計・整理を行った。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ①大学等との連携 ②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ③大学ポートレート ④評価機関との連携 （２）国際連携・活動支援 ①国際的な質保証活動への参画 ②資格の承認に関する調査及び情報提供		
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 2 年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
（１）①大学等との連携														
「自己評価担 当者等に対する研 修会」参加者数	大学	—	—	236					予算額（千円）	579, 173				
	高 等 専 門 学 校	—	—	110					決算額（千円）	507, 726				
	法 科 大 学 院	—	—	—					経常費用（千円）	549, 319				
人材育成セミナー参加者数		70 名	71 名 （前中期目標期 間平均値）	81 人					経常利益（千円）	63, 342				
人材育成セミナー満足度（「満 足」及び「やや満足」の割合		90%	92% （平成 30 年度 実績）	92%					行政コスト（千円）	620, 940				
（１）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援														
国立大学法人の財務に関する 情報提供大学数		—	—	86 大学	大学	大学	大学	大学	従事人員数（人）	36. 8 (3)				
経営判断の指標に関する情報 提供病院数		—	—	45 病院	病院	病院	病院	病院						
（１）③大学ポートレート														
大学ポートレート参加割合 （注）（ ）内は参加機関数		5 年 間 平 均 92%	91. 4% （180 校）	90. 9% （180 校）										
大学ポートレートウェブサイ ト年間アクセス件数 （注）（ ）内は新規訪問者数		5 年間平均 90 万件	856, 136 件 （351, 760 件）	1, 011, 391 件 （381, 611 件）										
（１）④評価機関との連携														

認証評価機関連絡協議会等	年 3 回開催	3 回 (前中期目標 期間最終年度)	3 回				
機関別認証評価制度に関する 連絡会	年 4 回開催	4 回 (前中期目標 期間最終年度)	3 回				
(2) ①国際的な質保証活動への参画							
海外の質保証機関等との 年間交流実績	27 件	29 件	27 件				
動 向 記 事 配 信 サ イ ト 「QA UPDATES」 年間アクセス件数	90, 000 件	70, 212 件	74, 742 件				
「海外高等教育質保証動向ニ ュース」(メールマガジン) 配 信登録者数	2, 000 件	1, 266 件	1, 417 件				
「大学質保証フォーラム」参 加者数	200 人	209 人	251 人				
(2) ②資格の承認に関する調査及び情報提供							
「高等教育資格承認情報セン ター」ウェブサイト年間アク セス件数	90, 000 件	—	53, 061 件				
公開セミナー等年間参加者数	200 人	—	135 人				
外部機関への発表・寄稿等年 間情報提供件数	25 件	—	13 件				

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 () 書きで表記)
なお、評価項目 I-5 (調査研究) の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	評価 B <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 補助評定の各項目に記載のとおり、B評価が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> （有識者からの意見） 大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「国公立大学情報活用サイト」が各大学においてより広く有効に活用されることが期待される。 大学経営手法モデルの開発やコスト分析手法の検討のように、大学運営基盤の強化を支援する取組が今後とも期待される。 試行段階である公立大学実態調査の分析環境の提供が今後本格的に進展し、認証評価においても有効に活用されることが期待される。 大学関係者だけでなく、高等学校関係者や保護者への認知度や利用にむけての更なる工夫が、オンラインによる情報収集が浸透している背景があるがゆえに、期待される。	
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ① 大学等との連携 大学等における	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ① 大学等との連携 ア 大学等における	【評価指標】 4－１－１ 大学等と連携して実施した取組の実施状況（研修等の開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－１－１ 大学等と連携し、大学等の支援に取り組んだ	【（１）①大学等との連携】 <主要な業務実績> ア 大学等の教育研究活動等の状況に関する収集・整理・提供 国公立大学・短期大学の令和元年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイト に公表した。大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「大学情報活用サイト」を通して、当該情報を大学の評価活動や IR 活動等に活用できる形で提供した。 次年度に予定するすべての対象校の自	【（１）①大学等との連携】 <評価と根拠> 評価：B 国公立大学・短期大学の令和元年度大学基本情報を収集・整理し、ウェブサイト に公表した。また、大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「大学情報活用サイト」を通して、当該情報を大学の評価活動や IR 活動等に活用できる形で提供した。 次年度に予定するすべての対象校の自	補助評定：B <補助評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <今後の課題・指摘事項> — <その他事項> （有識者からの意見） 大学ポートレート・大学情報システム内に構築した「国公立大学情報活用サイト」が各大学において	

	や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。 （１）大学等連携・活動支援 大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。 ① 大学等との連携 大学等の教育研究の質の維持向上を支援するため、大学等と連携して教育研究に関する情報を収集・整理し、提供するとともに、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。	教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。また、大学等の教職員向けの研修の開催等により、質保証に関わる人材の能力向上を支援する。 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。	る教育研究の質の維持向上に資する情報等を収集、蓄積し、大学等が評価活動やIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動等に活用できるよう提供する。 イ 大学等の教職員向けの研修等を開催するなど、大学等と連携して質保証に関わる人材の能力向上を支援するための取組を行う。 ウ 高等教育の段階における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、大学等における各種の学習に関する情報を収集・整理し、提供する。	か、研修参加者数、研修終了後のアンケート結果、ウェブサイト等を用いた情報提供の状況等を参考に判断する。	イ 質保証人材の能力開発 自己評価担当者に対する研修会を令和元年6月、9月に実施した。参加者は、大学236人、高等専門学校110人であった。法科大学院については令和2年度の申請校が1校のため個別に説明を行った。研修終了後に行ったアンケート調査においては、以下のように、おおむね肯定的な回答が得られた。 （各設問に対する4段階評定の平均値） ・理解度：3.2（大学）、（高専）3.11 ・分量：3.0（大学）、（高専）2.96 ・満足度：3.1（大学）、（高専）2.8 我が国の質保証に関する人材の能力向上を支援するため、IR（インスティテューショナル・リサーチ）をテーマとした人材育成セミナー「大学等の幹部教職員向けIRセミナー」（令和元年11月11日、参加者34人）、「大学等のIR実務担当向けワークショップ」（令和2年1月31日、参加者47人）を開催した。また、機構内職員向けに「令和元年度大学等の質保証に関する機構職員研修」を令和元年12月に開催した（参加者14人）。 「大学等の幹部教職員向けIRセミナー」終了後に実施したアンケート結果（5段階評定の平均値）は以下のとおりであり、ワークショップ全般について概ね肯定的な評価が得られた。 ＜アンケート結果（回答率：94%）＞ ・全体を通じた理解度：4.67 ・内容の有用度：4.43 ・セミナー全体の満足度：4.75 ○主な意見： ・同じような悩みを抱える大学関係者と意見交換を直接できたことは大きかった。 ・教育の質の担保を語るためのエビデンスマネジメントの必要性、取組方	己評価担当者を主な対象に説明会を開催するとともに研修会も開催し、自己評価書の作成についての理解を深める取組を行った。担当者からおおむね肯定的な評価が得られた。 評価事業部、大学ポートレートセンター及び研究開発部が連携し、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムとして、人材育成セミナー「大学等の幹部教職員向けIRセミナー」を令和元年11月11日、「大学等のIR実務担当向けワークショップ」を令和2年1月31日に開催し、国立大学の教職員を中心に計81人が参加した。また、機構内職員研修を令和元年12月に実施し、14人が参加した。 ワークショップ及び機構職員研修の終了後に行ったアンケートにおいては、いずれも概ね肯定的な回答が得られた。 大学院を置く全国公私立大学を対象とした学位授与状況等調査を実施したほか、「令和元年度大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」及び、「令和2年度科目等履修生制度の開設大学一覧」について作成、公開した。後者については、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載し、情報提供に努めた。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	より広く有効に活用されることが期待される。
--	--	---	--	--	---	---	------------------------------

					の話伺えたのは貴重な体験だった。 ・具体例を含んだ内容で理解が深まった。 「大学等の IR 実務担当向けワークショップ」終了後に実施したアンケート結果（５段階評定の平均値。）は以下のとおりであり、ワークショップ全般について概ね肯定的な評価が得られた。 ＜アンケート結果（回答率：97%）＞ ・全体を通じた理解度：4.73 ・内容の有用度：4.55 ・ワークショップ全体の満足度：4.49 ○主な意見： ・大学で IR を行っていく上での体制として整えておくべきことや、公開データ（大学基本情報分析レポート）の活用方法、BI ツールを使ってできることの概要がわかったことが良かった ・大学基本情報分析レポートという共通のデータソースを使ってチームで分析し、レポートまでまとめるという実践に近い内容が良かった 「令和元年度大学等の質保証に関する機構職員研修」終了後に実施したアンケート結果（５段階評定の平均値。）は以下のとおりであり、研修全般について概ね肯定的な評価が得られた。 ＜アンケート結果（回答率：92.7%）＞ ・全体を通じた理解度：4.63 ・内容の有用度：4.52 ・研修全体の満足度：4.54 ○ワークショップに対する主な意見・要望： ・他大学の分析作業は新鮮で勉強になった ・クイズ形式の作業が楽しく、苦手意識が減った ウ 大学等における各種学習情報の収	
--	--	--	--	--	--	--

					集・整理・提供 平成 29 年度の博士・修士・専門職学位の学位授与の状況等について、大学院を置く各国公私立大学（全 643 大学）へ調査票を送付し、調査対象である全大学から回答を得て集計し、調査結果を文部科学省へ提出した。 「令和元年度大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成、公開した。 また、「令和２年度科目等履修生制度の開設大学一覧」については令和２年２月に作成し、公開するとともに、学位授与事業に関する特別なプログラムを設けている大学等も引き続き掲載した。	
Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く大学	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ② 国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援 ア 国立大学法人の財務に係る情報収集、分析及び成果の提供を行う。 イ 国立大学法人の教育研究情報や資源投入に関する情報について、大学等と協働して分析を行い、大学運営に資する指標など、これらの成果を広く	【評価指標】 4－１－２ 国立大学法人等の運営基盤の強化促進の支援のための取組状況（指標開発への取組状況及び大学等への成果の提供状況を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－１－２ 大学にとって有用な指標が開発されているか、大学等へ適切な方法で成果を提供しているか、大学等への提供状況及び大学の活用状況等を参考に判断する。	【（１）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援】 ＜主要な業務実績＞ １．国立大学の財務に係る調査、分析 ・各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等の集計・分析結果について、前年度 10 月に初めて行った「国立大学法人の財務（速報版）」の提供がアンケートの結果、活用・参考としていた多くの大学より評価を得たことから、令和元年度についても同様に、①法人別概要財務諸表、②必要度の高い財務分析比率（17 指標）を「令和元年度版国立大学法人の財務（速報版）」として 9 月末までにとりまとめた。さらに、各国立大学法人へは 10 月中旬に、国立大学法人専用ページを通じて、提供を行った。なお、「令和元年度版国立大学法人の財務」については、刊行物として、各国立大学法人等へ配付することとしている。 ・「病院経営分析検討チーム」とその下に設置されている「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」につい	【（１）②国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」を開催し、国立大学附属病院の公的機能を向上させることにより国立大学法人の運営基盤の強化促進の支援を図るため、国立大学附属病院の経営に係る情報の収集・分析・提供等の業務の在り方について検討している。また、その成果として、ワークショップの開催や冊子・データのとりまとめを行い、国立大学法人へ提供している。 さらに、各国立大学法人の前事業年度の財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を各国立大学法人へ提供している。 教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト（共同パイロット事業）においては、推進委員会の開催や協力大学への	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 大学経営手法モデルの開発やコスト分析手法の検討のように、大学運営基盤の強化を支援する取組が今後とも期待される。

	用性の確保を図る。 （１）大学等連携・活動支援 大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。	等に提供する。	大学等に提供するための検討を行う。		て、令和２年３月末までにチーム会議を３回、WG会議を１０回開催した。 ・WGにおいて、一般社団法人国立大学病院長会議と連携し、事務職員を対象とした、「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（令和元年１０月・１１月）を企画・開催し、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行った。ワークショップには、各病院から４８人の参加があった。また一般社団法人国立大学病院長会議と連携し、医師・歯科医師・メディカルスタッフを対象とした「病院経営次世代リーダー養成塾」（令和２年２月）を企画・開催し、病院経営に関する基礎的知識を習得及び病院データ分析の手法の確認を行った。ワークショップには、各病院から６９人の参加があった。その他、全国国立大学放射線技師会からの依頼や（令和元年６月）、福井大学医学部附属病院からの依頼に応じ（令和２年１月）、ワークショップコンテンツの提供としてグループワーク等を実施した。 また、各附属病院の平成３０年度決算情報を基に、令和元年１０月に経営分析ツール「CVPシミュレータ」の更新版を、令和２年３月に「国立大学附属病院における決算資料等から見る経営判断の指標等について（新版）」の更新版を作成し、各国立大学病院へ提供した。 ・複数の国立大学法人との教育研究情報・財務情報連携による大学経営手法モデルの開発に向けた共同プロジェクト（共同パイロット事業）を実施するため、令和元年５月にプロジェクト推進委員会及びプロジェクト推進チームを設置し、７月には共同パイロット事業の協定校として新たに１大学との覚書を締結した。令和元年９月末までに、関係大学へのヒアリングを行いながら、プロジェクト推進チームにおける検討	ヒアリング、キックオフミーティングにおける意見交換を重ね、今後のプロジェクトの進め方について一定の方向性を得た。また、国立大学法人の教育研究活動等にかかるコスト分析手法検討ワーキンググループにおいては、コストの見える化検討会から各大学へ依頼されたトライアルの試算結果をもとに、その検証結果をとりまとめ、検討会に報告を行っている。この検証結果をもとに、「コストの見える化検討会」において「中間まとめ」がとりまとめられ、令和２年３月に全国立大学への報告がなされている。本取組は、現在各国立大学法人で検討・実施をしている「教育・研究コスト分析」について、すでに独自で取組を進めている法人のみならず、個別での取組が難しかった法人が学内でのコスト分析に取り組むための一助となったのではないかと考えている。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。
--	---	---------	-------------------	--	---	--

					を重ねた。令和元年 12 月に共同プロジェクトに係るキックオフミーティングを機構及び関係大学で開催し、現状の共有と意見交換を行った。令和 2 年 3 月にはプロジェクト推進委員会を開催し、現在の進捗状況の報告及びキックオフミーティングでの意見交換内容を踏まえて今後の進め方についての確認を行った。 ・国立大学法人における教育・研究活動等にかかるコスト分析手法の開発について検討することを目的に機構に設置している国立大学法人の教育研究活動等にかかるコスト分析手法検討ワーキンググループにおいて、国立大学のコスト分析を行ういくつかの手法として作成した「国立大学法人における教育・研究コスト分析手法試案」について、令和元年 4 月に開催された国立大学協会に設置の「コストの見える化検討会」に報告を行った結果、一定の評価を得、当該試案に基づき「コストの見える化検討会」の下で全国立大学法人においてトライアルが実施された。トライアルに際しては、大学から提出された質問事項への対応を行うとともに、7 月に開催された説明会においては参加大学への試案及び質問回答の説明を行った。 9 月末までに提出された各大学の試算結果をもとに、ワーキンググループにおいて試案で複数示した分析手法を検証し、その結果について 12 月に開催された「コストの見える化検討会」において報告を行った。この検証結果をもとに、「コストの見える化検討会」において「中間まとめ」がとりまとめられ、令和 2 年 3 月に全国立大学への報告がなされた。		
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス	Ⅰ 国民に対して提供するサービス	Ⅰ 国民に対して提供するサービス	【評価指標】 4－1－3 大学ポ	【(1) ③大学ポートレート】 ＜主要な業務実績＞	【(1) ③大学ポートレート】 ＜評定と根拠＞	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞

	その他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。 （１）大学等連携・活動支援 大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。	その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ③ 大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。 本中期目標期間中に運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。	その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ③ 大学ポートレート 大学における教育情報の活用を支援し公表を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートを運用する。その際、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証する。 運営費交付金の具体的な削減目標について検討する。 また、検証結果を踏まえて、利用者の利便性の向上等、機能の改善・充実に努める。	ートレートの運用状況（参加大学数等を参考に判断） 4－1－4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－1－3 大学ポートレートを適切に運用し、機能の改善・充実に努めたか、参加大学数、ウェブサイトのアクセス件数、利用促進や閲覧者の利便性向上のための取組状況等を参考に判断する。	日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートのシステム運用を行った。大学ポートレート運営会議を開催し、高等教育の修学支援新制度に関する新規項目の追加等について審議した。また、大学ポートレートの改善に資するため、大学ポートレートステークホルダー・ボードを開催して関係者からの意見を聴取した。 令和元年度の参加校数は、国立大学 86 校、公立大学 80 校、公立短期大学 12 校、株式会社立大学 2 校で参加割合は 90.9% である。このうち、大学ポートレート（国際発信版）の参加校数は、国立大学 83 校、公立大学 44 校、公立短期大学 2 校、株式会社立大学 2 校で参加割合は 66.2% である。また、令和元年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月末日までの大学ポートレートウェブサイトへのアクセス件数は 1,011,391 件であり、国公立立全体のアクセス数は 5,181,594 件であった。 大学ポートレートの利用を促進するため、高等学校関係者及び日本学生支援機構へのチラシ配布を行うなど、進学希望者等を視野に入れた広報を実施した。 運営費交付金の具体的な削減目標については、システム改修経費の削減により事業費における運営費交付金投入割合を削減する案を作成し、機構内で検討を行った。 公表項目に学部・研究科ごとの学問分野及び取得できる資格に関する項目を追加し、当該項目による絞り込み検索を可能とした。大学ポートレート（国際発信版）に中国語ページを追加するシステム開発を完了した。 令和 2 年度に大学機関別認証評価を受審する参加機関を対象に、認証評価共通基礎データ様式出力機能を提供した。 BI（ビジネス・インテリジェンス）ツールを利用してベンチマーキングや経年変	評価：B 日本私立学校振興・共済事業団と連携して大学ポートレートの運用を行った。参加校数は前年度並み、大学ポートレートウェブサイトへのアクセス件数は前年度から増加した。関係者からの意見の聴取も行っている。 運営費交付金の具体的な削減目標について検討を行った。 機能の改善として、学部・研究科ごとの学問分野及び取得できる資格に関する公表項目及び検索条件の追加を行った。 「大学情報活用サイト」を構築し、大学基本情報を用いた分析ができる環境を参加機関に提供するとともに、公立大学実態調査を分析できる環境を公立大学に対して試行的に提供し、大学における教育情報の活用を支援した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ ー ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 試行段階である公立大学実態調査の分析環境の提供が今後本格的に進展し、認証評価においても有効に活用されることが期待される。 大学関係者だけでなく、高等学校関係者や保護者への認知度や利用にむけての更なる工夫が、オンラインによる情報収集が浸透している背景があるがゆえに、期待される。
--	--	---	---	--	---	---	--

					化の比較等ができる「大学情報活用サイト」の構築を進め、関係者からの意見聴取及び大学団体との協議を経て令和元年 11 月に「大学情報活用サイト」を通して大学基本情報を用いた分析ができる環境を参加機関に提供した。また、公立大学実態調査の分析環境の提供に向け、公立大学協会と調整の上、同調査を分析できる環境を公立大学に対して試行的に提供した。 IR（インスティテューショナル・リサーチ）等に関する各会合に積極的に出席し、これらの取組の現状報告や課題の情報共有を行っている。		
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。 （１）大学等連携・活動支援	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ④ 評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、認証評価の改善・充実や受け手である社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信、職員の能力の向上等に取り組む。	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （１）大学等連携・活動支援 ④ 評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会等を通じ、他の評価機関と連携して、社会や大学等を意識した認証評価に関する情報の発信や職員の能力向上等に取り組む。	【評価指標】 4－1－4 評価機関と連携して実施した取組の実施状況（会議開催実績等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－1－4 評価機関と連携し、認証評価の改善・充実に取り組んだか、会議開催実績、研修の実績や成果物等を参考に判断する。	【（１）④評価機関との連携】 ＜主要な業務実績＞ １．国内の評価機関との連携 認証評価機関連絡協議会において、認証評価機関連絡協議会（２回）及び同ワーキンググループ（１回）を開催するとともに、同協議会の下、令和元年４月に評価担当職員研修を実施した。さらに、大学ポータルートの認証評価への活用について具体的な検討を進め、各機関が共通で用いる共通基礎データ様式を作成した。 また、機関別認証評価制度に関する連絡会を３回開催した。 なお、認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、他機関に対して機構の専門的知見の提供を行うとともに、学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について、文部科学省と意見交換を行った。	【（１）④評価機関との連携】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 認証評価機関連絡協議会（２回）及び同ワーキンググループを（１回）開催し、同協議会の下、令和元年４月に評価担当職員研修を実施した。さらに、大学ポータルートの認証評価への活用について具体的な検討を進め、各機関が共通で用いる共通基礎データ様式を作成した。 また、機関別認証評価制度に関する連絡会を３回開催した。 認証評価機関連絡協議会や機関別認証評価制度に関する連絡会においては、他機関に対して機構の専門的知見の提供を行うとともに、学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について、文部科学省と意見交換を行った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 令和２年３月に機関別認証評価制度に関する連絡会を開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、出席者の感染予防の観点から中止	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	大学や評価機関等と連携し、大学等の教育研究の質の維持向上、運営基盤の強化の促進、大学等が社会に対する説明責任を果たすための教育情報の公開・活用等を支援する。					となった。	
	Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。 （２）国際連携・活動支援 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （２）国際連携・活動支援 ① 国際的な質保証活動への参画 諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力し、高等教育の質保証に関する活動への参画及び情報の交換・共有を図る。	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 （２）国際連携・活動支援 ① 国際的な質保証活動への参画 国際的な質保証ネットワークや、諸外国の質保証機関との連携・協力を通じて、国際的な質保証活動への参画及び情報交換・共有を図る。日中韓質保証機関協議会における活動等、覚書締結機関と共同で行う取組を推進する。	【評価指標】 4－2－1 国際的な質保証活動への参画及び情報の発信状況（交流実績や成果等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－2－1 国際的な質保証活動に積極的に参画し、活動したか、交流実績（（平成 26～30 年度の各年度平均実績：29 回）、海外の質保証機関等との共同の取組状況及び成果物等を参考に判断する。	【（２）①国際的な質保証活動への参画】 ＜主要な業務実績＞ １．国際連携連絡会議 国際的な質保証ネットワークや覚書締結機関等が開催する会議や研修プログラム等への役員及び教職員の参加予定やそれらの機関との連携活動等をまとめた「令和元年度国際連携アクションプラン」を作成し、方針等について随時協議しながら実施した。また、毎月進捗等を同会議において共有した。 （実績） 平成 31 年 4 月から令和 2 年 3 月にかけて計 9 回開催（令和元年 6， 8， 10 月を除く） ２．国際ネットワーク及び海外の質保証機関交流との連携を通じた交流 高等教育の質保証に関する国際会議への参加や、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外における質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、日本の高等教育及び質保証に関する施策や当機構の取組等の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。 （主な実績） ・CHEA・CIQG2020 年次会合（米国）への参加（令和 2 年 1 月） ・CIQG「国際的な質の原則」日本語翻訳	【（２）①国際的な質保証活動への参画】 ＜評定と根拠＞ 評定：B INQAAHE や APQN の発行誌への定期的な記事投稿、米国 CIQG「国際的な質の原則」日本語翻訳文の CHEA ウェブサイトへの掲載、国際会議への参加等を通じて、国際的な質保証ネットワークの活動に積極的に参画し、日本や機構の取組について発信した。 覚書締結機関等との連携については、15 機関等と 27 件の国際連携活動を行った。令和元年 9 月、中国 HEEC との覚書更新及び調印式を東京で開催し、オーストラリア TEQSA やタイ ONESQA が開催する会合へ出席し、覚書締結機関等と積極的に交流した。 キャンパス・アジアの共同モニタリングについては、中国・韓国の質保証機関と緊密に連携の上、当初の計画どおりコンソーシアムごとのモニタリング報告書及びモニタリング⁺の総括として優良事例をまとめた日中韓共同モニタリング報告書を作成した。また、日中韓政府会合である日中韓大学間交流・連携推進会議での成果報告をはじめ、モニタリング⁺の成果発信を積極的に実施した。 「令和元年度大学質保証フォーラム」を開催し、参加者対象のアンケート結果で高評価を得た。	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。 ① 国際的な質保証活動への参画 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に参画し、国内外の質保証に係る教育制度に関する情報の交換・共有を図る。			文の CHEA ウェブサイトへの掲載（令和元年 7 月） ・国際ネットワーク発行誌への記事投稿 －INQAAHE Bulletin（電子会報）への機構事業に関する記事の投稿（令和元年 6、10 月、令和 2 年 3 月） －APQN News（電子会報）への機構事業に関する記事の投稿（令和 2 年 1 月） ・中国 HEEC との覚書更新及び調印式の開催（東京）（令和元年 9 月） ・オーストラリア TEQSA 年次会合への出席（オーストラリア）（令和元年 11 月） ・タイ ONESQA 会合への出席（タイ）（令和元年 11 月） なお、令和元年度は、教職協働の下、海外の覚書締結機関と、共同プロジェクト、調査、会議参加、情報交換等 27 件にわたる連携を行った。 3. 日中韓質保証機関連携 平成 28 年より「キャンパス・アジア」の本格実施として、日中韓政府より継続 8 件、新規 9 件の日中韓大学コンソーシアムが採択。機構を含む 3 カ国の質保証機関は、新たな共同モニタリング手法により、名称を「キャンパス・アジア」モニタリング⁺（プラス）と改称した上で、平成 30 年より令和元年度にかけて新規 9 件を対象にモニタリングを実施した。令和元年度は、コンソーシアムごとのモニタリング報告書を作成するとともに、モニタリング⁺の総括として優良事例をまとめた日中韓共同モニタリング報告書を作成し刊行した。また、機構ウェブサイトへの同報告書の掲載、各種ニュース媒体への同報告書刊行記事の掲載等、モニタリング⁺の成果発信を行った。 （主な実績） ・国内委員会・部会合同会合（平成 31 年 4 月）	広報用フライヤー（チラシ）を作成して幅広く広報した結果、メールマガジン登録者数は毎年着実に増加しており、令和 2 年 3 月現在、1,417 人（前年度 1,266 人）となっている。動向記事配信サイト「QA UPDATES」への年間アクセス件数も、74,742 件（前年度 70,212 件）となっており、年々増加している。令和元年 5 月には、QAUPDATES を閲覧するユーザーの利便性を高めるため、本サイトのスマートフォン対応を実施した。 さらに、国際会議での発表や海外からの来訪者への説明等を通じて、機構の事業や他機関と共同で行うプロジェクト等について発信した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	
--	---	--	--	--	--	--

				・モニタリング⁺に関する日中韓実務者会議（韓国）（令和元年6月） ・第7回日中韓大学間交流・連携推進会議でのモニタリング⁺の成果報告（東京）（令和元年9月） ・日中韓共同モニタリング委員会（中国）の実施（令和元年11月） ・大学の世界展開力強化事業（ASEAN 対象プログラム）令和元年度採択大学連絡会での発表（令和元年11月） 4. 大学質保証フォーラムの開催 令和元年度は、「変革期における大学質保証」をテーマに、国内外の高等教育の関係者をはじめ、約 250 人の参加を得て開催した。アンケート結果では、70.2% ^(※) の参加者から、「とても良かった」または「良かった」の回答を得た。^(※) 満足度は5段階で調査。回答実数 104 件 5. 国際連携ウェブサイトの充実と広報活動の実施 情報収集活動の成果物である「インフォメーション・パッケージ」や海外の高等教育質保証等の動向記事を、国際連携ウェブサイトを集約して掲載した。令和元年度の情報収集のための国際会議への参加は16件。平成27年より開始したメールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」を毎月配信した。インフォメーション・パッケージや国際連携ウェブサイトの周知を図るため、広報用フライヤー（チラシ）の作成・配布やメールマガジン配信等により幅広い広報を行った結果、メールマガジン登録者数は毎年着実に増加し、令和2年3月現在の登録者数は1,417人となった。令和元年5月には、メールマガジン等を通じて、質保証動向配信サイト「QAUPDATES」を閲覧するユーザーの利便性を高めるため、本サイトのスマートフォン対応を実施した。	
--	--	--	--	---	--

					(主な実績) ・国際連携ウェブサイトによる海外高等教育質保証動向記事の発信：90 件 ・教育学術新聞への記事投稿：3 件 ・フライヤー配布：26 件 ・メールマガジン配信回数：19 回（特別号含む） 6. 機構の事業や諸外国の質保証機関等との取組等に関する情報発信 国際会議での発表や海外からの来訪者への説明等を通じて、機構の事業や他機関と共同で行うプロジェクト等について発信した。 (主な実績) ・国際会議における発信：2 件 ・海外からの主な来訪者への情報提供：5 件		
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 4 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等や国内外の質保証機関等と連携し、調査研究や事業の成果等も活用して、高等教育の質保証に関する活動を行う。これにより、我が国の大学等の教育研究の質の一層の向上、国立大学法人の運営基盤の強化、高等教育の国際的な信頼性	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 (2) 国際連携・活動支援 ② 資格の承認に関する調査及び情報提供 我が国における国内情報センター（NIC）として、我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資する国内外の高等教育制度、質保証	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 質保証連携 (2) 国際連携・活動支援 ② 資格の承認に関する調査及び情報提供 高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）を設置し、我が国の学位等の高等教育資格の国際的な通用性の	【評価指標】 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するための情報の収集、整理、提供の状況（情報提供の件数等を参考に判断） 【目標水準の考え方】 4－2－2 高等教育の資格の承認の推進に資するため、必要な情報を収集・整理し、適切な方法で提供したか、情報提供の件数、ウェブサイトのアクセス件数等を参考に判断する。	【(2) ②資格の承認に関する調査及び情報提供】 ＜主要な業務実績＞ 1. 「高等教育資格承認情報センター」の設置 令和元年6月、教職協働による機構内組織として、高等教育資格承認情報センター設置準備室を設置し、同センター設置に向けて協議を行った（同年8月までに会議を計3回実施）。 同年8月、同センターの開設について、国内の全高等教育機関（4,040 機関）へ通知、教育学術新聞、文教速報及び各種メーリングリストに掲載、国公私立大学・高等専門学校・専門学校団体等への趣旨説明を実施。9月1日、同センターを開設し、国内外の高等教育制度等の情報提供を行う NIC ウェブサイトの公開を開始した。翌2日には、同センターのオープニング・セレモニーを一橋講堂において開催し、約140名の参加者を集めた。	【(2) ②資格の承認に関する調査及び情報提供】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 東京規約に基づく日本公式の NIC である高等教育資格承認情報センターの開設に向けて、設置準備室の設置、関係機関への周知活動、NIC ウェブサイトの開設準備等を着実に進め、令和元年9月1日に同センターを開設し、NIC ウェブサイトを公開するとともに、オープニング・セレモニーの開催を通じて、同センターについてより一層の周知に努めた。 日本の NIC として、海外の NIC 等との連携活動を推進した。令和元年9月の東京規約締約国委員会（第2回）では締約国の NIC 等と情報交換やネットワーク強化を図った。さらに、欧州の主要な NIC の一つであるイタリアの CIMEA と交流を深め、覚書の締結及びスタッフ交流を実施した。なお、海外の NIC 等とのさらなる連携強化のため令和2年3月に	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	の確保、学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図る。 （２）国際連携・活動支援 我が国の高等教育における質の向上や国際的な信頼の確保に向け、国際的な質保証活動に参画する。また学位等高等教育資格の国際通用性の確保を図るため、高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）に基づき、我が国における国内情報センター（NIC）として、国内外の高等教育制度等に関する情報提供を行う。 ② 学位等高等教育資格の承認に関する情報提供 我が国の学位等高等教育資格の国際的な通用性を確保し、諸外国との円滑な承認に資するため、日本及び諸外国の高等教育や質保証の制度等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。	制度等に関する調査及び情報提供を行う。	確保及び諸外国との円滑な資格の承認に資するため、国内外、特に日本の高等教育制度及び高等教育機関等に関する調査及び情報提供を行う。		２．海外のNIC等との連携、情報提供 日本のNICとして、学位等の高等教育資格の国際的な通用性の確保及び諸外国との円滑な資格承認を推進するため、海外のNIC等と連携活動を行うとともに、日本の高等教育資格等に関する情報を提供した。 令和２年１月に、欧州における中心的なNICの１つであるイタリアの学術移動・同等性情報センター（CIMEA）と覚書を締結し、スタッフ交流を実施した（機構職員の派遣）。なお、同年３月に、東京規約に基づくアジア太平洋地域のNICネットワークAPNNIC（アジア太平洋NICネットワーク）の加盟機関等を招いたワークショップを開催する予定であった。これは、日本の高等教育制度・資格に対する理解の深化及び諸外国のNICとの連携強化を目的としたものであり、日本の制度紹介セミナーや高等教育機関訪問等の４日間のプログラムを計画し、約15か国のNIC等関係者の参加が決定していた。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、政府の方針等に従って延期した。 （主な実績） ・グローニンゲン宣言ネットワーク年次会合への参加（メキシコ）（令和元年４月） ・イタリアCIMEA関係者来訪（令和元年５月） ・東京規約締約国委員会（第２回）、APNNIC設立セレモニー（調印式）への出席（タイ）（令和元年９月） ・イタリアCIMEAからのQ-ENTRYプロジェクト協力要請（情報提供）への対応（令和２年１月） ・RecoASIAプロジェクトキックオフオンラインミーティングへの参加（令和２年３月）	APNNICの加盟機関等を招いたワークショップを計画し、プログラム及び海外からの参加機関が決定していたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、政府の方針等に従って延期した。 日本及び外国の教育情報の収集・発信については、日本の教育制度や教育機関情報等の調査を文部科学省と連携して行い、NICウェブサイト公開した。また、外国の教育制度に関する情報の収集・整理、日本及び外国の教育制度並びにNICウェブサイトに関するQ&Aの作成を行い、いずれもNICウェブサイト公開した。さらに、高等教育機関における電子証明書の活用に関する海外事例調査及び国内実態調査を行った。 さらに、日本や諸外国の質保証制度や動向に関する情報収集を行い、日本の高等教育・質保証システムの概要（第３版）、諸外国の質保証制度の概要（英国：第３版、ネパール：初版、スリランカ：初版）を刊行した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 令和２年３月に開催を予定していたAPNNIC（アジア太平洋NICネットワーク）の加盟機関等を招いたワークショップは、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、出席者の感染予防の観点から中止した。	
--	---	---------------------	--	--	---	--	--

				3. 日本の教育制度に関する調査 日本の教育制度概要の作成にあたり、文部科学省と連携し、日英両言語で原稿を作成し、NIC ウェブサイト及び質保証概要に公表した。 4. 日本における教育機関情報の整備 平成 30 年度に文部科学省から取得した大学、短期大学、高等専門学校の情報及び専門学校調査の結果に基づき、掲載用データを作成し、NIC ウェブサイトにて公表した。また、NIC ウェブサイトに掲載する専門学校の情報を令和 2 年度に更新するため、令和元年 12 月から令和 2 年 1 月にかけて対象となる専門学校に調査を実施した。 5. 外国の教育制度に係る情報の収集、整理及び提供 外国の教育制度に関する情報を収集・整理し、①国別の情報、②有益なサイトを 2 種類に分類したリンク集を NIC ウェブサイトに掲載。また、日本及び外国の教育制度並びに NIC ウェブサイトに関する Q&A の公表を行った。 6. 資格の承認に関する情報の調査・整理・提供 高等教育機関における電子証明書の活用に関する調査として、実際に電子証明書を発行している海外事例の調査及び国内高等教育機関を対象とした電子証明書の発行・利用に関する実態調査を行った。 7. 日本や諸外国の質保証制度や動向に関する情報収集及び発信 日本や諸外国の質保証に係る制度情報や動向についての収集、整理及び提供等の方針等をまとめたアクションプランを設定した上で情報収集活動を実施し、その成果物である「インフォメーション・パ	
--	--	--	--	--	--

					ッケージ」を、国際連携ウェブサイトに掲載して掲載した。 (主な実績) ・日本の高等教育・質保証システムの概要 (第3版)の刊行(令和元年9月) ・諸外国の高等教育・質保証システムの概要(英国:第3版、ネパール:初版、スリランカ:初版)の刊行(令和2年3月)		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
予算・決算の乖離については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、国内外出張を取り止めたこと等により費用が減少したことによるものである。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
I－5	5 調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究			
業務に関連する政策・施策	政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標 4－1 大学などにおける教育研究の質の向上	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第 16 条第 1 項第 5 号	
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 2 年度行政事業レビュー番号 0146	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等		達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
（１）大学等の改革の支援に関する調査研究														
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	2 件	2 件	8 件					予算額（千円）	297,635				
	事業関連説明会等における情報提供	10 件	8 件	49 件					決算額（千円）	288,104				
	事業協働研究会・研修会等	1 回	1 回	4 回					経常費用（千円）	302,943				
社会への成果の提供	研究会・研修会等	10 回	6 回	3 回					経常利益（千円）	14,671				
	一般向け手引書・講演等	2 件	1 件	2 件					行政コスト（千円）	395,708				
調査研究の成果の公表	学術論文等	8 編	6 編	11 編					従事人員数（人）	15.3(1)				
	学会発表等	20 件	15 件	26 件										
	報告書等	1 編	1 編	2 編										
（２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究														
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業実施・検証資料等）	5 件	3 件	7 件										
	事業関連説明会等における情報提供	5 件	3 件	6 件										
	事業協働研究会・研修会等	1 回	1 回	0 回										
社会への成果の提供	研究会・研修会等	1 回	1 回	1 回										
	一般向け手引書・講演等	1 件	1 件	7 件										
調査研究の成果の公表	学術論文等	3 編	2 編	5 編										
	学会発表等	4 件	3 件	3 件										
	報告書等	1 編	1 編	0 編										

注）従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数（）書きで表記）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	補助評定参照	評価	B
							＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 補助評定の各項目に記載のとおり、B評価が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —	
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 5 調査研究 我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 我が国の高等教育における教育研究活動等の改革を支援するため、大学	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 調査研究 （１）大学等の改革の支援に関する調査研究 ① 大学等におけるマネジメントの改善・向上に関する調査研究 大学におけるマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、大学改革のための専門性のある支援スタッフに関して財源、身分、人材育成等の制度設計の基礎となる研究を行う。	【評価指標】 5－１ 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 5－２ 社会への調査研究の成果の提供状況 5－３ 研究成果の公表状況 【目標水準の考え方】 5－１ 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。 5－２ 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断	【（１）大学等の改革の支援に関する調査研究】 ＜主要な業務実績＞ 1. 大学におけるマネジメントの在り方について、評価と資源配分にかかわる関係諸機関の政策議論及び動向についてレビューを行い、機能の強化に資する分析及び提言を行った。また、大学改革のための専門性のある支援スタッフ（高度専門支援スタッフ）に関して、認定制度と研修制度に関する調査研究を行った。 2. 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価(第二期国立大学法人評価、第3巡目の認証評価、国際的な比較の観点を含めた認証評価証)の実施結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、学修支援の評価方法、厳格かつ客観的な成績評価を担保する取組の評価等に関して国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行った。これらの成果を公表した学術論文のうち1編は掲載学術	【（１）大学等の改革の支援に関する調査研究】 ＜評価と根拠＞ 評価：B 計画に沿った調査研究活動を行い、社会への成果の提供については主要なアウトプット指標の目標値に一部満たないものがあるが、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 社会への研究成果の提供について一部達成目標に到達していないが、これは6年に1回実施する国立大学法人評価における教育研究評価に関し、令和2年度実施の評価方法の改善に係る成果提供の必要性の増加に対応したためである。ただし、これに相応して直接に業務への情報提供の成果が多くなっている。また、同評価の終了後に上記研究成果の活用成果	補助評定：B	
							＜補助評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —	

	等におけるマネジメントの改善・向上、質の保証及び維持・向上のための評価、質保証に係る国内外の連携及び情報分析の方法と利用環境に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する評価事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。 ③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究 諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。 ④ 質保証に係る情報の分析方法及	② 大学等の質の保証及び維持・向上のための評価に関する調査研究 過去に実施された大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に検証するとともに、国内外の政策状況等の進展に伴う要請に対応した、今後の我が国の大学等の質の保証及び維持・向上のための評価システムの在り方について研究を行う。 ③ 質保証に係る国内外の連携に関する調査研究 諸外国における質保証制度を調査研究して、我が国の質保証制度の改善への参考材料とし、今後展開が予想される国際共同教育での連携を図るとともに、得られた知見をもとに我が国の大学の現場で質保証業務を担う実務人材の育成に向けた教材を開発して研修等を実施する。 ④ 質保証に係る情報の分析方法及	する。 5－3 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。	雑誌において当該年度刊行論文の第1位として編集委員会から表彰されている。 3. 諸外国の大学評価や質保証の制度について、質保証に係る人材育成、学修成果の把握手法、学位に付記する専攻分野の名称と3ポリシー、大学評価の日韓・日台比較、国際共同プログラムの質保証、大学の国際展開と各国高等教育機関の質保証システムを中心として調査研究し、認証評価や国立大学法人評価など大学評価の今後の在り方を検討する材料を提供した。また、将来いっそう展開が予想される国際共同教育における質保証の在り方についても、検討材料を提供した。大学の教育研究の現場での質保証対応能力を強化するため、大学の一般教職員を対象とする質保証関連教材を開発し、これを使用した研修等を実施した。 4. 大学等の質保証に関わる様々な大学情報に係るデータベースや大学ポートレートシステムの開発及び運用支援、また、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する検討を行い、高等教育の質保証や評価等に有効な情報の活用方法及び発展性のあるデータベースの開発に係る研究開発を行った。 5. これらの成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。 6. 社会への研究成果の提供について一部達成目標に到達していないが、これは6年に1回実施する国立大学法人評価において令和2年度実施の評価方法の改善に係る業務の増加によるものであり、相	の検証を含めて社会に公表し、必要な成果提供を行うこととしている。	
--	---	---	---	--	--	---	--

		び利用環境に関する調査研究 大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。 ⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。	び利用環境に関する調査研究 大学等の質保証を確立するために必要とされる情報の収集・整理・公表方法の検討及び教育研究活動に関する研究を行うとともに、大学及び評価機関等において情報を効果的に分析・活用するための利用環境に関する研究を行う。 ⑤ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の評価事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。		応して直接に業務への情報提供の成果が多くなっている。		
	Ⅲ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項 5 調査研究 我が国の高等教育の発展に資するため、機構の事業の基盤となる調査研究及び事業の検証	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 調査研究 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ① 学位の要件と	Ⅰ 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 調査研究 (2) 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 ① 学位の要件と	【評価指標】 5－1 機構が行う事業への調査研究の成果の活用状況 5－2 社会への調査研究の成果の提供状況 5－3 研究成果の公表状況 【目標水準の考え方】	【(2) 学位の授与に必要な学習の成果に関する調査研究】 ＜主要な業務実績＞ 1. 学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえ、国際比較を含めて研究し、また、我が国の学位等高等教育資格が国内外の高等教育機関と労働市場で適正に承認され、真正性を担保するための要件について、機構内に設置された日本公式の国内情報センター（National Information Center: NIC）として「高等	【(2) 学位の授与に必要な学習の成果に関する調査研究】 ＜評定と根拠＞ 評定：B 計画に沿った調査研究活動を行い、社会への成果の提供については主要なアウトプット指標の目標値に一部満たないものがあるが、成果を業務に移転しその向上に貢献するとともに、学術的に意義のある成果を学術論文等によって公表した。	補助評定：B ＜補助評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜その他事項＞ —

	に関する調査研究を行い、成果を事業に活用するとともに公表を通じて成果の社会への普及を図る。 （２）学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究 我が国の学位の質及び国際通用性の確保と、多様な学習機会に対する社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価と学位等高等教育資格の承認に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与事業を実証的に検証する。調査研究の成果については、機構の事業の改善等に活用するとともに、社会に提供・公表する。	なる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。 ② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用する	なる学習の成果の評価と学位等の承認に関する調査研究 学位の授与に必要な学習の体系的な構成と学習の成果の評価に関して理論的基底を踏まえて研究するとともに、学位等高等教育資格の国際的な互換性と公正な承認について学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績をもとに調査研究を行う。 ② 機構の実施する学位授与の機能に関する調査研究 高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。 ③ 調査研究成果の活用と社会への提供 調査研究の成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用すると	５－１ 調査研究の成果が機構が行う各事業に反映されたか、各事業の改善に活用されたか、各事業担当部課と連携して実施した調査、事業関連説明会数等を参考に判断する。 ５－２ 調査研究の成果が社会に提供されたか、研究会・研修会数等を参考に判断する。 ５－３ 調査研究の成果が関連学協会及び機構の学術誌等に公表されたか、学術論文・学会発表・報告書等数を参考に判断する。	教育資格承認情報センター」の運営に資するための調査及び同センターから提供される情報の構築のための研究を行った。 ２．学士の学位取得を目指す自学自習の申請者への学修支援の在り方と大学以外の高等教育レベルの学習の成果を単位として認めるための調査研究を、学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の検証を含めて実施し、また、我が国の大学の授与する学位の状況を調査して、機構の授与する学位について検討するための情報収集とその分析を行った。さらに、機構の学位を取得した者に対して、学位取得直後の調査を継続的に実施し、学位授与事業の検証を行って事業の改善に反映させている。また、機構の学位授与制度における単位積み上げ型学修による通例の学士の学位授与では、申請者に大学学部相当の学修の成果をまとめた「学修成果」の提出の状況に係る研究のための体制を整備した。 ３．これらの成果については、機構の学位授与事業をはじめとする事業の改善等に活用するとともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表した。ただし、事業協働研究会・研修会等については、放送大学と合同で令和２年３月に実施することを予定していた説明会については、新型コロナウイルス感染防止のために中止したために目標を達成していない。	以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Ｂとした。 ＜課題と対応＞ 事業協働研究会・研修会等として実施する成果提供が目標を達成していない点については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮しつつ可能な代替方法等を検討することによって、成果提供の一層の実効化を計画している。	
--	--	--	---	--	---	---	--

		とともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。	ともに、関連学協会の学術誌及び機構の学術誌、報告書、研修会等を通じて社会に提供・公表する。				
--	--	--	---	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－1	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 1. 経費等の合理化・効率化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標		達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（物件費）	削減割合	毎事業年度につき 3％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）	3.1％	4.1％	％	％	％	％	
事業費（物件費） ※自己収入分を除く	削減割合	毎事業年度につき 1％以上削減（効率化になじまない特殊要因を除く）	1.9％	1.3％	％	％	％	％	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項 1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化等に引き続き取り組むことにより、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 経費等の合理化・効率化 業務量の変動に対応した組織体制の見直し及び電子化の推進等により、経費等の合理化・効率化を図る。 運営費交付金を充当して行う事業	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 経費等の合理化・効率化 運営費交付金を充当して行う事業については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成30年度予算に比較して3％以上を削減す		＜主要な業務実績＞ 令和元年度実績は、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により一般管理費（人件費及び退職手当を除く）については△5,404千円（△4.1％）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△4,283千円（△1.3％）の減となっている。 予算編成前に、各部署に対して予算ヒアリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。 また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するために機構長裁量経費を確保し（17,000千円）、機構業務の更なる充実に資するよう、大学情報分析	＜評定と根拠＞ 評定：B 令和元年度実績は、効率化になじまない特殊要因を除き、業務効率化等により一般管理費（人件費及び退職手当を除く）については△5,404千円（△4.1％）の減、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く）については、△4,283千円（△1.3％）の減となっている。 また、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保、配分及び収益化単位ごとに四半期ごとのモニタリングを実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

	になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。 なお、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。	については、効率化になじまない特殊要因を除き、一般管理費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき３％以上を削減するほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、中期目標の期間中、毎事業年度につき１％以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 また、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努めるとともに、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位ごとに予算と実績を管理	るほか、その他の事業費（人件費及び退職手当を除く。）について、平成 30 年度予算に比較して 1 ％以上の業務の効率化を図る。効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。 運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を適切に把握し、機構長のリーダーシップの下、戦略的・機動的に予算を配分するため、各担当から予算ヒアリングを実施するとともに、機構長裁量経費を確保する。 また、予算が計画どおりに適正に執行されているかを四半期ごとにモニタリングを行い、収益化単位の業務ごとに執行状況を把握するとともに、効率的な執行に努める。	に関する調査研究費の拡充（約 300 万円）、アジア太平洋諸国の国内情報センター（NIC）実務担当者招聘プロジェクト実施経費（700 万円）及び大学ポートレートシステム改修に係る経費（約 700 万円）を機構長裁量経費から配分した。 さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期ごとにモニタリングを行い、運営交付金が業務達成基準により収益化されることを踏まえて、収益化単位の業務ごとに予算執行並びに収益化額を把握した。モニタリング結果を踏まえた事業単位の分析結果に基づき、戦略的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的な予算執行に努めた。	＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	
--	---	--	--	---	--	--

		する。 さらに、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。					
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－2	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 2. 調達等の合理化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		＜主要な業務実績＞ 「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を次のとおり着実に実施した。 ・調達事務の合理化を図るため複数年契約への移行を検討し適否を精査した。令和元年度は該当する案件がなかったため単年度契約で行った。 ・規定より公告期間を長く設け、また可能なものは契約時期を早めた。 ・発注・契約権限と検収の取扱いの適正化・随意契約に関する法人内部チェックとして監査室の点検を受けた。 ・各課の調達担当者を対象に勉強会を開催した。 ・基準額未満の案件でも技術的要素にかんがみて総合評価落札方式を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 年度計画のとおり、調達等合理化計画を策定し、計画に基づく取組を着実に実施した。 なお、規定より公告期間を長く設け、また可能なものは契約時期を早めたことで、1社応札は平成30年度に比して3件減少した。 総合評価落札方式は4件実施した。	評定	B
	2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。	2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。	2 調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「調達等合理化計画」を策定し、計画に基づく取組を着実に実施するとともに、計画や自己評価結果等を公表する。 契約監視委員会を開催し、調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検を行う。		＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。			
					＜今後の課題＞ —		＜その他事項＞ —	

					<table><tr><td>・ 応募 状況</td><td>合計</td><td>42</td><td>308, 590</td><td>38</td><td>325, 119</td></tr></table>	・ 応募 状況	合計	42	308, 590	38	325, 119	特記すべき課題は検出して いない。	
・ 応募 状況	合計	42	308, 590	38	325, 119								
					監事及び外部有識者からなる契約監視委員会を開催し、令和元年度調達等合理化計画の策定及び平成 30 年度調達等合理化計画の自己評価の点検を行うとともに、随意契約、一者応札・応募を中心に点検を行い、審議概要をウェブサイト公開した。								

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ－3	Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項 3. 給与水準の適正化		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	給与・報酬等支給総額（千円）	－	－	1,051,502					
	給与水準の対国家公務員指数（年齢勘案）	－	－	98.2					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。		＜主要な業務実績＞ 人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律及び関連人事院規則の改正に伴い、役職員の給与規則を国に準じて改正した。	＜評価と根拠＞ 評価：B 役職員の給与規則を国に準じて改正し、給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっており、文部科学大臣から給与水準は適正であると評価を受けていることから、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	評価	B
							＜評価に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ	Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和２年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終 年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
	短期借入金（千円）	—	0	0					
	小平第二住宅年間平均入居率	50%以上	58.9%	59.1%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	Ⅴ 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適切な管理と効果的な執行等 自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な予算執行に努める。 なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理と	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 78億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債	Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり Ⅳ 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 78億円 2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債		＜主要な業務実績＞ 1. 予算、収支計画及び資金計画の状況は下欄のとおり。 2. 短期借入金の限度額 短期借入金を必要とする事態は生じなかった。 3. 重要な財産の処分等に関する計画 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月 31 日の小平第二住宅の入居率は 59.1%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。 4. 剰余金の使途 平成 30 年度決算において発生した利益を積立金として整理した。 平成 30 年度は第 3 期中期目標・中期計画期間の最終年度であったことから、平成 26 年度から平成 30 年度までに発生した積立金については、文部科学大臣の承認に基づき、次期中期目標期間へ繰り越す額を除いた額を国庫納付した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月 31 日の小平第二住宅の入居率は 59.1%であり、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。このほか、適切な執行管理により短期借入金を必要とする事態は生じなかった。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	評定	B
						＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ — ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 小平第二住宅について、入居率が 5 割を切ることはないように入居率アップに尽力されているものの、他方で、古くて使い勝手が悪いことがネックとなっていることについて、設備の更新・充実等を図ることを検討することが期待される。		

	して、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。 2 資産の有効活用 保有資産については、その保有の必要性について不断の見直しを図る。	務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 V 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。	務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。 V 重要な財産の処分等に関する計画 小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。 VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。				
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

収 入				支 出				収支計画				資金計画			
○令和元年度収入状況				○令和元年度支出状況				○令和元年度収支計画				○令和元年度資金計画			
(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)				(単位：千円)			
収入	予算額	決算額	差引 増減額	支出	予算額	決算額	差引 増減額	区分	予算額	決算額	差引 増減額	区分	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1,833,569	1,833,569	0	業務等経費	1,535,655	1,219,135	△316,520	費用の部	11,469,857	9,969,839	△1,500,018	資金支出	146,857,318	146,747,254	△110,064
大学等認証評価手数料	202,069	190,177	△11,892	うち、人件費 (退職手当を除く)	903,681	836,486	△67,195	経常費用	11,469,857	9,969,839	△1,500,018	業務活動による支出	61,659,698	54,660,587	△6,999,111
学位授与審査手数料	123,224	124,341	1,117	うち、物件費	630,063	382,650	△247,413	業務等経費	1,496,436	1,190,821	△305,615	投資活動による支出	120,767	10,702,675	10,581,908
大学ホーテリート運営負担金収入	0	80,082	80,082	うち、退職手当	1,911	0	△1,911	大学等評価経費	202,069	218,067	15,998	財務活動による支出	70,257,470	68,338,241	△1,919,229
寄附金等収入	0	2,000	2,000	大学等評価経費	202,069	217,851	15,782	学位授与審査経費	123,224	124,341	1,117	次年度への繰越金	14,819,383	13,045,752	△1,773,631
長期借入金等	53,600,000	46,856,151	△6,743,849	学位授与審査経費	123,224	124,341	1,117	大学ホーテリート運営負担金経費	0	80,082	80,082	資金収入	146,857,318	146,747,254	△110,064
長期貸付金等回収金	67,406,872	67,408,478	1,606	大学ホーテリート運営負担金支出	0	80,082	80,082	施設費交付事業費	4,000,000	3,795,874	△204,126	業務活動による収入	76,334,436	76,623,019	288,583
長期貸付金等受取利息	4,905,861	3,801,374	△1,104,487	寄附金支出	0	2,086	2,086	支払利息	4,818,166	3,595,039	△1,223,127	運営費交付金による収入	1,833,569	1,833,569	0
財産処分収入	1,381,000	1,381,000	0	一般管理費	305,851	403,227	97,376	処分用資産売却原価	388,476	375,576	△12,900	承継債務負担金債権の回収による収入	28,485,044	28,485,044	0
財産賃貸収入	81,800	81,616	△184	うち、人件費 (退職手当を除く)	154,806	275,264	120,458	その他の業務経費	26,001	26,604	603	承継債務負担金債権に係る利息の受取額	1,677,941	1,677,941	0
財産処分収入納付金	392,104	1,686,502	1,294,398	うち、物件費	151,045	127,963	△23,082	一般管理費	313,658	415,336	101,678	施設費貸付金の回収による収入	38,921,828	38,923,434	1,606
有価証券利息	0	1,963	1,963	うち、退職手当	0	0	0	減価償却費	82,578	129,486	46,908	施設費貸付金に係る利息の受取額	3,227,920	2,123,433	△1,104,487
その他	7,937	10,062	2,125	施設費貸付事業費	50,704,983	44,826,757	△5,878,226	財務費用	19,249	16,463	△2,786	処分用資産の売却による収入	1,381,000	1,381,000	0
計	129,934,436	123,457,316	△6,477,120	施設費交付事業費	4,000,000	3,795,874	△204,126	収益の部	8,912,628	9,141,149	228,521	処分用資産の貸付による収入	81,800	81,616	△184
				長期借入金等償還	70,257,470	68,331,084	△1,926,386	経常収益	8,912,628	9,141,149	228,521	施設費交付金の納付による収入	392,104	1,686,502	1,294,398
				長期借入金等支払利息	4,837,515	3,674,757	△1,162,758	運営費交付金収益	1,712,802	1,611,205	△101,597	利息及び配当金の受取額	0	1,968	1,968
				公租公課等	26,001	26,604	603	大学等認証評価手数料	202,069	190,177	△11,892	その他の収入	333,230	428,512	95,282
				債券発行諸費	19,249	16,454	△2,795	学位授与審査手数料	123,224	124,341	1,117	投資活動による収入	1	15,030,000	15,029,999
				債券利息	45,168	17,662	△27,506	大学ホーテリート運営負担金収入	0	80,082	80,082	財務活動による収入	53,580,751	46,839,697	△6,741,054
				計	132,057,185	122,735,915	△9,321,269	寄附金収益	0	2,148	2,148	前年度からの繰越金	16,942,130	8,254,539	△8,687,591
								処分用資産賃貸収入	81,800	81,616	△184				
								処分用資産売却収入	1,381,000	1,381,000	0				
								施設費交付金収益	392,104	1,686,502	1,294,398				
								受取利息	4,839,759	3,702,994	△1,136,765				
								財務収益	0	2,270	2,270				
								賞与引当金見返に係る収益	74,153	101,952	27,799				
								退職給付引当金見返に係る収益	15,202	47,455	32,253				
								資産見返物品受贈額戻入	57	57	0				
								資産見返運営費交付金戻入	82,521	118,849	36,328				
								資産見返寄附金戻入	0	444	444				
								雑収入	7,937	10,057	2,120				
								臨時損失	652,090	281,574	△370,516				
								固定資産除却損	0	218	218				
								会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	67,412	71,916	4,504				
								会計基準改訂に伴う退職給付引当金繰入	584,678	209,440	△375,238				
								臨時利益	652,090	281,574	△370,516				
								資産見返運営費交付金戻入	0	218	218				
								会計基準改訂に伴う賞与引当金見返に係る収益	67,412	71,916	4,504				
								会計基準改訂に伴う退職給付引当金見返に係る収益	584,678	209,440	△375,238				
								純損失	2,557,229	828,690	△1,728,539				
								前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	9,025	9,025				
								大学改革支援・学位授与機構法第18条積立金取崩額	2,557,229	955,168	△1,602,061				
								総利益	0	135,503	135,503				

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－1	IV その他業務運営に関する重要事項 1. 内部統制		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	企画調整会議	－	11回	13回					
	契約監視委員会	2回	2回	2回					
	内部統制委員会	－	2回	2回					
	自己点検・評価実施回数	－	3回	3回					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
					業務実績	自己評価			
	VI その他業務運営に関する重要事項 1 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。 また、内部統制の機能状況について、内部監査、監事監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 内部統制 機構長のリーダーシップの下、法令等を遵守し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図る。また、内部統制の機能状況について、監査、自己点検・評価等により定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 内部統制 (1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 役員及び幹部職員で構成する企画調整会議などにより、法令等の遵守、機構のミッション、管理・運営方針について役職員に周知徹底する。 (2) 内部統制の機能状況の検証 ① 監事監査や内部監査及び会計監査人による監査を実施することによ		<主要な業務実績> (1) 法令等の遵守及び機構のミッション等の周知徹底 機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、機構の管理・運営や業務等の実施が、法令及び機構の規則等に則って行われており、法令等に違反する行為がないことを確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。 (2) 内部統制の機能状況の検証 ① 監査の実施 監事監査、内部監査及び会計監査人監査を実施し、監事監査結果及び会計監査人の監査結果報告書をウェブサイトに公表した。 また、監事、監査室、会計監査人の連携状況は以下のとおりである。	<評定と根拠> 評定：B 機構長を議長とする企画調整会議を月1回開催し、法令等を遵守した業務の実施を確認するとともに、情報の把握や機構のミッション等の役職員への周知徹底を行った。 監事監査、内部監査及び会計監査人監査を適切に実施するとともに、監事、監査室、会計監査人が、緊密に連携を図りながら、適切な業務運営と内部統制機能の充実・強化を図った。 また、監査結果及び監査協議会の審議概要をウェブサイト公表し、社会に対して広く示した。 自己点検・評価委員会を定期的に開催し、平成30事業年度の業務実績及び第3期中期目標期間の業務の実績と、令和元事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施し、業務の適切な進管理を行った。また、その結果を踏まえ、次年度の年度計画を作成した。	評定	B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> － <その他事項> (有識者からの意見) 監事、監査室及び会計監査人の連携が図られたので、より情報の共有化を進め相互に効率的な監査の実施が期待される。

			り、内部統制の機能状況について定期的に点検・検証し、必要に応じて見直しを行う。 ② 平成 30 年度の業務の実績及び第 3 期中期目標期間における業務の実績の自己点検・評価を行う。 また、平成 31 年度の業務等の進捗状況について定期的に自己点検・評価を行う。 ③ 機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の把握に努め、必要な対応を行う。		・令和元年度より監事、監査室、会計監査人で構成する監査協議会を設置し、定期的に各種報告及び意見交換を行った。また、審議概要を機構ウェブサイト公表した。 ・監事、監査室、会計監査人は、各々の監査方針・監査計画に対する意見交換を行ったほか、相互に期中及び期末の監査実施状況・監査結果の報告を行い、情報の共有化、意見交換を行った。 ・監事は、会計監査人の選任手続として、職務遂行体制や監査報酬等の関係書類の確認を行った。 ・監査室は、監事及び会計監査人の求めに応じ、情報の収集、整理及び提供を行うとともに、適宜監査に立ち会った。 ② 自己点検・評価 監事 2 人を含む「自己点検・評価委員会」を以下のとおり 3 回開催し、平成 30 年度の業務の実績、第 3 期中期目標期間における業務の実績、平成 31 年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施した。 第 1 回（令和元年 5 月） ・平成 30 事業年度の業務の実績及び第 3 期中期目標期間における業務の実績の点検・評価を実施。6 月末に文部科学省に業務実績報告書として提出、公表 第 2 回（令和元年 11 月） ・令和元年 9 月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 第 3 回（令和 2 年 2 月） ・令和 2 年 1 月末現在の業務等の進捗状況の点検・評価を実施 ・上記に基づき、令和 2 事業年度計画案を作成 ③ リスクの把握と対応	さらに、内部統制の機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。 そのほか、新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大を防止し、機構の役職員の健康及び生命を守るとともに、事業の継続を可能とするための対応方針を策定して全役職員に周知し、それに基づいて適切なリスク対応を行うことで、事業を実施した。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、B とした。 <課題と対応> 今後も新型コロナウイルスについては状況に応じて組織として適切に対応し、事業を進めていく。	
--	--	--	--	--	--	--	--

				機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因（リスク）の共有のため、令和元年５月１４日に内部統制委員会（令和元年度第１回）を開催し、年度当初時点の各業務におけるリスクについて、監事を含む役職員間で確認した。 内部統制の機能状況のモニタリングとして、令和２年１月にリスクへの対応状況の調査を実施し、調査結果については、令和２年３月１０日開催の内部統制委員会（第２回）において報告され、監事を含む役職員で共有がなされた。その結果、各項目ごとに設定されたチェック項目に対しそれぞれ必要な対応がなされていることが確認された。 また、新型コロナウイルスに関連した感染症について、感染拡大を防止し、機構の役職員の健康及び生命を守るとともに、事業の継続を可能とするため、令和２年２月４日付けで機構長が「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する対応について」を発出し、全役職員に周知を行った。 上記「対応について」に基づき、海外機関を招いたワークショップの開催を延期とし、３月以降に予定されていた教職員の海外出張をすべてとりやめとするなど、各事業においても予定された事業の中止、延期等を余儀なくされたところであるが、各種会議において審議を書面によるものとしたり、国立大学法人等の教育研究評価に係る評価者研修を参集しての実施に代えて動画配信によるウェブ開催とするなど、代替措置の実施や関係各機関との連携等により、事業推進のため可能な対応を行った。	
--	--	--	--	---	--

４．その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
IV－2	IV その他業務運営に関する重要事項			
	2. 情報セキュリティ対策			
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0146	

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	なし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	VI その他業務運営に関する重要事項 2 情報セキュリティ対策 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 情報セキュリティ対策 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 2 情報セキュリティ対策 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時見直す。また、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価する。これらに基づき、情報セキュリティ対策を適切に推進する。		＜主要な業務実績＞ 以下の取組を行った。 ・Plan（セキュリティ対応計画） セキュリティ対応計画を立案。 ・Do（情報セキュリティ対策実施） 情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施。 情報セキュリティポリシー対策基準・実施手順書改訂の検討を開始した。 不審メール対応訓練を実施。 ・Check（内部監査） 情報セキュリティの自己点検を実施。 ・Act（ポリシーの見直し・改訂） 自己点検内容の結果やサイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を受け、情報セキュリティポリシー改訂の検討を開始	＜評定と根拠＞ 評定：B PDCA サイクルに基づきセキュリティ対策を実施した。 以上のことから、中期計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 ＜課題と対応＞ 特記すべき課題は検出していない。	評定	B
							＜評定に至った理由＞ 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 ＜今後の課題＞ － ＜その他事項＞ －	

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV－3	IV その他業務運営に関する重要事項 3. 人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0146

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	常勤職員数	－	－	158					
	人事交流機関数	－	－	37					
	人事交流者数	－	－	46					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価		
	VI その他業務運営に関する重要事項 3 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また研修等により職員の能力向上に努める。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 施設・設備に関する計画 なし。 4 人事に関する計画 大きく増減する業務量に対応し確実に実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。また専門的な研修等により職員の能力向上を図る。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 3 人事に関する計画 ① 大きく増減する業務量に対応し確実に事業を実行するため、国立大学法人等の協力を得て計画的な人事交流等により幅広い人材を確保し適正に職員を配置し、必要な組織体制を柔軟に構築する。 ② 専門的な研修等により職員の能力向上を図る。		<主要な業務実績> 1. 柔軟な組織体制の構築 大学連携・支援部及び高等教育資格承認情報センターを設置した。 2. 人事交流による幅広い人材の確保 業務量増加等に伴い、前年度から人事交流者を8人増加した。 3. 実践的研修の実施、専門的研修事業の活用 以下のとおり実施した。()内は受講者数) ① 実践的研修等（機構実施） ・パソコン研修（延べ11人） ・英語研修（14人） ・ハラスメント研修（44人） ・メンタルヘルス研修（ストレスチェック対策コース 250人、セルフケアコース 477人） ・情報セキュリティ研修（169人） ② 専門的研修等（外部機関実施）	<評定と根拠> 評定：B 人員の適正配置を実施した。 また、人事交流により幅広い人材の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。 さらに、研修の実施により事務系職員の能力向上を図った。 以上のことから年度計画における所期の目標を達成したと判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評定	B
							<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> － <その他事項> －	

		5 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構の業務運営に係る契約の期間が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画の影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。 6 積立金の使途 前期中期目標の期間の最終事業年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の財源に充てる。		放送大学の活用、情報システム、会計及び人事等に関する研修等（23 件、延べ 55 人） ③ 文部科学省関係機関職員行政実務研修（1 人） ④ 事務系職員の研修等助成（2 人）		
--	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。